

2024-10-29 地域共生社会の在り方検討会議（第5回）

○武田室長補佐 では、定刻になりましたので、ただいまから第5回「地域共生社会の在り方検討会議」を開催いたしたいと思えます。

構成員の皆様方におかれましては、御多忙の折、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、事務局に異動がありましたので、御紹介させていただきます。

南生活困窮者自立支援室長兼地域共生社会推進室長でございます。

○南室長 よろしくお願ひします。

○武田室長補佐 続きまして、事務局より、本検討会議の取扱いについて御説明いたします。

本検討会議の議事については公開となっておりますが、会場での傍聴は報道機関の方のみとさせていただきます、その他の傍聴希望者向けにはYouTubeでライブ配信をしております。本検討会議では、これ以後の録音・録画を禁止させていただきますので、傍聴されている方はくれぐれも御注意のほどお願ひ申し上げます。

会場の報道関係の皆様におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

（カメラ退室）

○武田室長補佐 最初に、本日の構成員の皆様の出欠状況を御報告させていただきます。

まず、鏑木構成員が御欠席でございます。また、石田構成員、伊藤構成員、勝部構成員、加藤構成員、上山構成員、栗田構成員、松田構成員がオンラインで御参加と伺っております。御出席の皆様におかれましては、御多忙の折、誠にありがとうございます。

なお、朝比奈構成員におかれましては、冒頭30分ほど遅れての御参加、加藤構成員、松田構成員におかれましては、所用のため途中退席と伺っておりますので、皆様御承知おきいただければと存じます。

また、本日は、「地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応」に関連して、3名の参考人の皆様にも御出席いただいておりますので、御紹介させていただきます。

まず、株式会社日本総合研究所創発戦略センター シニアペシャリストでいらっしゃいます沢村香苗様でございます。

○沢村参考人 よろしくお願ひします。

○武田室長補佐 続きまして、岡崎市福祉部ふくし相談課課長でいらっしゃいます齊藤哲也様でございます。

○齊藤参考人 齊藤です。よろしくお願ひいたします。

○武田室長補佐 続きまして、NPO法人やどかりプラス 理事長の芝田淳様でございます。

○芝田参考人 芝田でございます。よろしくお願ひいたします。

○武田室長補佐 本日は、御多忙の折、御参加、誠にありがとうございます。

それでは、以降の進行につきましては宮本座長にお願い申し上げます。座長、すみません、よろしく願いいたします。

○宮本座長 皆様、今日もお忙しい中、御参集賜りまして、ありがとうございます。それでは、第5回の在り方検討会議を開始させていただきます。前回、私、体調を崩しまして欠席してしまって、申し訳ございませんでした。座長の仕事というのは、ここにいて何ぼの仕事なのですけれども、面目ないと思っております。菊池座長代理には大変御迷惑をおかけしてしまいました。伏せったままですけれども、ユーチューブのライブ配信で音だけは聞いておりました。今はもうすっかり回復しております。御心配もおかけしました。それでは、進めてまいりたいと思います。

本日の議事は、「地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応について」ということになります。

進め方ですけれども、まず、いつものように事務局から、今日、検討事項となっている事柄について御説明をいただく。その後、身寄り問題の調査研究活動をされているというお立場から沢村参考人、それから、モデル事業を実践されているというお立場から齊藤参考人、そして栗田構成員、そして、地域のネットワークづくりを進めておられるというお立場から芝田参考人に、それぞれ短い時間で恐縮なですけれども、15分ずつお話をいただくことになっております。

続いて、これもいつもどおり、構成員の皆様から4つプレゼンテーションに対して質疑応答の時間を設け、その後、休憩を挟んで、残りの時間で皆様から御意見をいただいでいく、議論を深めていくことにしたいと思います。そのような進め方がありますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、事務局のほうから御説明いただけるでしょうか。

○火宮室長 事務局でございます。

それでは、資料1について御説明させていただきます。

まず、2ページですけれども、現状認識といたしまして世帯構成の推移と見直しを見えますと、単身世帯、高齢者単身世帯ともに今後も増加することが予想されております。2050年には、総世帯数に占める約2割が高齢者単身世帯という予想となっております。

次のページです。「日頃のちょっとしたことの手助け」で頼れる人の有無について尋ねた調査では、高齢、高齢でないに関係なく、単独男性世帯において、頼れる人がいないとの回答が3割となっております、ほかの世帯に比べて、その割合が高くなっております。他方、単独世帯でも頼れる人がいるとの回答が、男性世帯で5割超、女性世帯で7割超となっている状況でございます。

次のページですけれども、その「日頃のちょっとしたことの手助け」で頼れる人の属性について、単独世帯であっても「家族・親族」の回答の割合が最も多くなっております。単身世帯、イコール身寄りなしと結びつけがちでございますけれども、必ずしもそうとは言えないことがうかがわれるようなデータとなっております。

また、高齢の単独世帯の頼れる相手は、その他の世帯タイプと比較しまして、「近所の人」や「民生委員・福祉の人」の割合も相対的に高くなっている状況でございます。

5ページになります。全世代型社会保障構築の改革工程においては、2028年度までに実施について検討する取組の一つとして、身寄りのない高齢者等への支援も掲げられておりまして、既存の各施策も踏まえた上で、必要な支援の在り方について検討を行うとされております。

次のページになります。高齢社会対策大綱においても、身寄りのない高齢者等への支援について掲げられておりまして、地域の関係機関が円滑に支援するためのガイドラインの作成等についての自治体における取組事例の収集や情報提供を行うこと。包括的支援のマネジメント等を行うコーディネーターを配置した相談窓口の整備、民間事業者による支援を受けられない人等を対象とした総合的な支援パッケージを提供する取組、これらの試行的な実施を通じて、必要な支援の在り方について検討を進めるなどとされております。

7ページになります。上段のほうは、高齢期に直面する問題解決を要する場面を例示したものとなっております。高齢期には、過去に経験したことが少ない重大な問題への対応が求められることが多くなりがちでございます。

そして、下段ですけれども、こうした問題が解決できなかった場合に起こり得る事態を例示したものでして、例えばごみ出しや医療の問題であったり、死後の事務手続等の問題が想定されるところであります。

8ページになります。これは今年度から実施しているモデル事業の概要になります。市町村を実施主体としまして、左側は身寄りのない高齢者等からの相談に対して、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うコーディネーターを配置した相談・調整窓口を整備する取組でありまして、この後、岡崎市の取組状況を齊藤参考人から御発表いただくこととしております。

右側ですけれども、こちらは資力等の理由により民間サービスを利用できない方に対して、意思決定支援を確保しながら、総合的な支援パッケージ、具体的には、日常生活支援に加えて、死後の事務支援や、身元保証人等を立てなくても円滑に入院・入所の手続きができるような支援を提供する取組などを想定しているものでありまして、こちらについても福岡市の取組状況を栗田構成員から御発表いただくこととしております。これらのモデル事業の取組を通じまして、課題の検証等も行うこととしてしているところです。

9ページは、このモデル事業の実施状況でございまして、6月末時点で9自治体、包括的な相談・調整窓口の整備は4自治体、総合的なパッケージ支援は5自治体において実施または実施予定となっているところです。

10ページと11ページになりますが、こちらは身寄りのない人を地域で受け止めるための地域づくりに関する先行研究となっております。身寄りがいないこと自体を第2のスタンダードとして捉えるべきと提起されており、身寄り問題の解決に向けて地域全体で取り組む地域づくりを推進していく必要があるとして、その手段の一つとして、地域のガイドライ

ンづくりや組織のマニュアルづくりが紹介されております。この後、芝田参考人の御発表でも具体的な事例を含めて御説明いただきます。

12ページになります。こちらは今後、身寄りのない高齢者等が増えることが見込まれますけれども、既存の各施策も踏まえた上で、どのような支援が必要かということについて、事務局からは特に次の3つの観点から御議論いただきたいと提案するものになります。

1つ目は、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に関する相談への対応の在り方について、どのように考えるか。例えば、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うなど、相談窓口の在り方について、どのように考えるか。

2つ目は、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応する民間サービスもありますが、十分な資力がないこと等により民間事業者による支援を受けられない方もいらっしゃいます。そうした方々に対する必要な支援の内容やその方法等について、どのように考えるか。

3つ目は、身寄りのない高齢者等を地域で支える体制、特に関係機関とのネットワーク構築等の在り方について、どのように考えるかというものです。

なお、身寄りがあっても御家族や親族との関係は様々であり、一律に身寄りがある者を対象外とするものではないことに御留意いただくとともに、地域資源や財源に限られる中、既に地域に様々な相談体制が整備されていることや、支援の持続可能性、資力の状況は様々であること。第3回の検討会議で御議論いただいた、判断能力が不十分な人を地域生活で支えるための方策との類似性、既に他制度において関係機関間のネットワークの構築が促進されていることなども御考慮いただければと思っております。

13ページ以降は、今回の議題に関連します既存施策や取組の参考資料になりますので、適宜御参照いただければと思います。

事務局からの説明は以上になります。

○宮本座長 御説明ありがとうございました。

それでは、これから参考人、構成員の皆様からプレゼンテーションしていただくことにしたいと思います。

では、まず最初になりますけれども、株式会社日本総合研究所の沢村参考人からお話をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○沢村参考人 日本総研、沢村です。よろしく申し上げます。

めぐっていただいて、私は2017年から単身高齢者に関する調査研究活動を開始しております。右上に本が載っていますけれども、最近出した新書で一般向けの「老後ひとり難民」というのがすごく売れていて、一般の方の関心の高さを感じているところです。

次、お願いします。最近、報道もすごく増えていまして、上だと死にまつわる場所。孤独死の人数とか、あと、引き取り手のない遺体については、私どもと厚生労働省さんで今、調査していますけれども、自治体さんは非常に苦勞されているという報道。

あと、次へ行っていただいて、亡くなる時だけじゃなくて、生きている間にも、左は

住まいの問題を討論したものですけれども、一番右には福岡市社協さんの方もいらっしゃってました。

あと、右側が去年行った調査研究報告で、住まいだけじゃなくて、銀行と一緒に行ってくれる人がいないとか、救急車に乗ってくれる人がいないとか。おおむね医療面での課題の顕在化と住まい面での課題の顕在化が今まで割と別だったのですけれども、この辺がだんだん合流してきたのかなということで、さっき挙げた亡くなるどころの課題もそうですが、個別の事象だけが取り上げられていることがすごく多いのですけれども、私どもとしては、根っこは一緒だから、一緒に議論しようというような土台づくりをやってきたという認識です。ここからはそのようなお話をさせていただきます。

5 ページ目ですが、もともときっかけは身元保証事業者が倒産して、その実態把握をしなければいけないという、こちらも厚労省さんの事業がきっかけでした。当時は保証人を求めることは是か非かみたいな感じの話が多かったのですけれども、実際に事業者さんの話を聞いていくと、そういうことよりも、もう老後の面倒を見る人がいないのだなというすごくシンプルな事実のほうが重かったです。当時の倒産した事業者のホームページも、家族というものをすごくうたっていて、その代わりなのだということですね。

では、家族って何をやるのだろうというのを模式化したのが6 ページになります。見づらいたは思うのですけれども、右に横方向が場所の移動なのですけれども、高齢期になると心身機能が低下していくと介護つきになったり、あとは医療機関へ行ったり、リハ施設に行ったりということで、最終的には亡くなるというふうに動いていきます。ここをずっと支援するという専門職もそんなにいっぱいあるわけではありません。

さらに、下の縦軸ですけれども、意思決定とか金銭の管理とか、あとはいろいろな手伝いですね。それを全部カバーする人というのもいるわけじゃなくて、家族というのはこれを全てただで丸ごと引き受けられるという存在だったのですけれども、そんな人は、もう家族がない場合にはいないし、これを何とか代わろうとして高齢者終身サポート事業者が出現したというような成り立ちであるということです。

次、7 ページへ行っていただいて、こういうことをずっとねちねちやっているのですけれども、解決策があるだけでは足りないという話なのですが、例えば介護保険制度でもいいのですけれども、それがあるからいいかということ、それを利用しなければならぬほど、今、自分が何らか課題を持っているということを認識しなければいけませんし、どういう解決策があるのか考えなければいけない。解決策を決めたら、実際にそれを使うための契約とか申請ということもしなければいけない。

これだけそろって初めて解決策が利用できて課題が解決するのですけれども、身寄りのない方の場合、多くは、例えば課題がもう認識できないとか、それ以外にも左にあることどこかが欠けてしまうと、その最終的な課題解決に至らなくて、誰かが何とかするシャドウワークとか、ごみ屋敷になってしまう問題化とか、そういうことが起きます。本人が困るというものもあるのですけれども、そういう人を引き受けた側も困るので、そういうリ

スクのある、代理者がいない高齢者を排除するという問題の構造になっているということをごちらでは整理しています。

8ページ目に行きますと、あとは専門家とか事業者がいればいいのかという話も出てくるわけですが、私たちの暮らしを成り立たせるのは、割と多くはつまらない用事というか、ちょっとしたことだと思います。病院にいるときに手術を受ける受けないという重大な意思決定もありますけれども、うちから補聴器を持ってくるとか、そういうようなこともあって、そういうものが全部成り立たないと生活が成り立たない。なので、専門家とか民間事業者さんに全部任せて解決するには限界があるねということを書いたかったものなのです。

この図でもう一個書いたかったこととしては、右側はやる人がいないとどうなるかという話で、やらないとももちろん生活の質が保てないのですけれども、例えばシャドウワークとかグレーゾーンと言われるように、本来、その人の役目じゃないことを誰かがやらなければいけないことがあるとか、これを事業として全部やると、どうしても内容が複雑で高額になりますので、その点。あとは、生活に密着すると、家族と同じで、これを全部やってあげられるのですけれども、そうすると外から見えないから何をされているか分からないという話になったりとか、いろいろなやり方で問題になってくるのですけれどもね。

この右側というのは、私はいつもばんそうこうだと思っていて、ばんそうこうの質が悪いとか貼り方がよくないみたいな議論になっているのですけれども、それも大事なのですけれども、左側の傷はばんそうこうで行けるやつなのだろうかというのも忘れずに議論していかないと、本当の問題が解決しないのではないかと感じているので、こちらをつくっております。

次、行きますと、そのばんそうこうの一つである高齢者等終身サポート事業者、これもすごく大きな問題として取り上げられるところですが、第1の課題としては、定義がないので、私どもとか総務省が調査するときとかガイドラインを発出するときに、誰が相手なのかそもそも把握できないというのがすごく大変なところです。これはいまだに解決されていません。あとは、すごく新しく小さな事業者さんが多いという小規模なところも押さえておく必要があるかなと思います。

10ページは、やっていること自体は皆さん、そんなに変わらないというか、求められていることは同じなのです。ただ、その事業者さんがそれぞれ分かりやすさとか課金のしやすさということで、いろいろなパッケージングの仕方、名前のつけ方をします。身元保証人としてサインすることだけが身元保証サービスと言うときもあるし、全部やることをそう言うこともある。だから、やっていることは同じだし、死後事務は絶対やっていたりするので、呼び方とか切り分け方が違うので、事業者間の比較が難しいという問題は確かにあります。

11ページは、かつて日弁連さんがその辺りをきれいに整理されています。預託金の問題とか、事業として財政基盤が危ういという課題と、パッケージが分かりにくいという話。

あとは、高齢者が相手で、時には認知症になったり、亡くなったりという中で、どうやって履行監督をするのかという課題はあって、これをいまだに解決できていませんが、きれいに整理されています。これをやれば安心して利用できるということ。

国がすごく苦勞されて、ガイドラインをこの前、発出されたと思いますので、私これから期待するのは、事業者さんたちがもうちょっとまとまって規格の統一を頑張るとか、消費者とか国とのコミュニケーションをして、今までは正直、言われっ放しの状況なのを、もう少し自主的な努力をしていただけないものかなというのを、私としては後押ししたいと考えております。

次に行きますと、今、火宮室長からも御説明ありましたが、これからどうなっていくかということについては、こちらで言うまでもないのですが、まず13ページでいきますと、既に3世代同居というのはすごく少なくなっていて、65歳以上の者のみの世帯というのは多いですね。だから、子供といたとしても、高齢化で子供も高齢者というおうちもきつとあると思っています。だから、さっきの弱ってきってしまうことをカバーできるような人がいない世帯が増えていく。

もう一個、14ページで、これもこの前、すごくニュースになったところですが、世帯推計でいくと、今、単身世帯と言っても、実は近くに子供がいるのですよという方は結構いらっしゃると思うのですが、先ほど男性の単身の方が頼る人がすごくいないという話でしたが、未婚の方がすごく増えて、単身者の中でも未婚の人がすごく増えてくる。本当に頼る若い世代がいない、お一人様が増えていくということがここから見てとれます。

では、家族がいればいいのかということ、15ページにありますけれども、現在、8050とかも典型的ですけれども、複数人で暮らされていて、みんなであれば支え合って、補い合って生活できるけれども、例えば女性の方が寝込んでしまって、今までやっていたことができなくなってしまったとか、運転ができなくなったとなった瞬間に全てのピースがばらばらになってしまって、お一人様ではないのだけれども、お一人様が3人でできてしまうということがすごくよくある。全員が身寄りなし状態になるということがあり得ます。

もう一つ、16ページ、家族がいるからいいと言えるかということ、連絡先がすごく分かりにくいというのは、現場の方が指摘されていることです。今日のメインではないのですが、連絡先が固定電話じゃなくて、みんなスマホになってしまったので、例えば緊急搬送とか死亡とか、すぐに連絡を取りたくても、誰に、どうやって連絡していいか分からないというのが、今、自治体なんかの課題ではすごくあると思います。

ですので、一番右にあるように、亡くなった方の御遺体を焼いていいかどうかというのを親族に確認することが大変で、長く置いておいて怒られたのが名古屋市さん。下が、御親族に連絡が行かない間に焼いてしまって問題になってしまった。ここ以外にもあったと思いますけれども、京都市さんの例があって、要は連絡先が分からないと、親族がいるときに頼れないという情報連携の問題が出ていると思います。

17ページは、家族じゃなくて、今度はお金とか判断能力の話になるのですが、成

年後見制度とか生活保護制度とか、こういったものに該当しない人は、自治体の方とか公的機関の方と話をすると隙間の課題と言われるのですが、隙間と言うほど、これは小さくないのではないかというのが、私たちが言いたいと思っていることです。この隙間じゃない人たちが利用できる手段が、今、対策であるかという、別にないという状況で、ここに様々なリスクが生じていく可能性があります。

なので、私の話で最後、国とか自治体に求めることと、ちょっと偉そうに書いていますけれども、今日の重点として19ページを見ていただくと、自治体さんもエンディングノートを前々から配って、終活、大事ですよというような0次予防の部分をすごくやられていたり、あと、問題が起きたら当然何とかしなければなりませんので、3次、2次みたいな予防のところはやっているような形なのですけれども、せっかく0次予防でみんなが高まった気持ちを、実際に住民が自分で何かしようというときに手立てがないというのが今の状況なのかなと考えていて、今日はその話が後からあると思うのです。

それを表しているのが20ページの図になります。私どもが調査の中で、一般市民の50歳から84歳の方に、あなたが左にあるようなもろもろのことができなくなったときに備えておきたいですかと言うと、9割以上の方が備えておきたいと答えているのです。だけれども、実際に具体的に誰かに頼めていますかというのは、左にあるように1割未満です。多いのは、左から3番目の、誰がやるか、何となくイメージはある。私が日常生活をできなくなったときに、やってくれそうな人は分かっている、イメージはあるけれども、頼めていないということがかなり多いし、その右はちょっと若い人も多いというのがあるのですが、頼む相手がいないという人がかなり増えている。

だから、相手は何となく分かっているけれども、依頼できていない人をどう後押しするかという話と、頼む相手がいない人にどういう手立てを用意するのかというのがないと、この9割と1割のギャップが埋まらないということになります。

という意味で、今、出ているモデル事業です。今後、全てこれでやるというのも大変なんでしょうけれども、私としては、今、これらの取組について非常に期待しているところでございます。

ちょっと早かったかもしれませんが、私からは以上です。ありがとうございました。（拍手）

○宮本座長 沢村参考人、ありがとうございました。身寄り問題の全体像を非常に見通しよくお示しいただいたと思います。

続きまして、岡崎市の齊藤参考人のほうからお話をお願いします。よろしくお願ひします。

○齊藤参考人 愛知県岡崎市ふくし相談課の齊藤と申します。よろしくお願ひいたします。

岡崎市は、令和3年4月に改正社会福祉法が施行されたときに重層的支援体制整備事業に移行しております。岡崎市は、割と全包的な重層事業を展開しております。いろいろなところからお声がけがあり、最近多いのは、居住支援のオファーですけれども、今回

は、まさかの身寄りのない高齢者等の抱える課題でのオファーです。岡崎市が取り組んでいる「岡崎市終活応援事業の実践」ということでタイトルを書いています。本当は、最初「挑戦」と書いていたのです。挑戦だとちょっと格好良すぎるかなと思って、「実践」という形ですけれども、気持ちはチャレンジングな気持ちでやっております。

現在、成年後見制度の見直しに向けた総合的な権利擁護支援の充実に向けた議論が行われておりますが、その中の新たな連携による生活支援の一部になるのかなというお話をしていきたいと思っております。

次、お願いします。徳川家康公の生誕地であります岡崎市は、愛知県の中央部にありまして、人口38万人の中核市でございます。人口の割には自治会加入率が9割あるという、これが大きな強みであります。財政力指数1.01という微妙な不交付団体でございます。

次、お願いします。岡崎市の現状ですが、これは今さら皆様に御説明する必要はないので見ておいていただければいいかと思っております。岡崎市も御多分に漏れず、高齢者も困っています。事業者も困っています。社会問題もあります。そういった状況の中で、そもそもなぜ終活応援事業を始めたかというきっかけがあります。

私は市役所の職員です。当然、いろいろな部署に異動するわけです。平成27年に長寿課で、地域包括ケアがちょうど始まったときですが、地域包括支援センターの担当をしていたのです。そのときに見ていたのが、包括の職員が走り回っている姿です。現場は大弱りなのです。困っていないのは行政だけという状態です。ただ、行政に言われても、そんなのは何もできませんという答えしかできない。これを何とかしたいなとずっと思っていました。

次、お願いします。その後、私、一旦、財政課というところに異動して、また令和3年、重層が始まるときに福祉に戻ってまいりました。これを何とかしたいと思って、ちょうど老健局事業ですが、高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクトというのがありまして、これに採択されて、この問題にいろいろ取り組んだわけです。行ったのが岡崎アイデアソン、終活ビジネスマッチングということで、包括とかの支援者と民間事業者、行政といったところが集まって対話をして、終活の意識の醸成や顔つなぎを行ったという形ですね。

今日、福岡市社協の栗田構成員が参加していらっしゃいますが、本当は福岡市社協がやっている終活サポートセンターを目指していたわけです。今のモデル事業で言うと、2つ目の総合的なパッケージ支援事業になるのですかね。これを目指していたのですけれども、マンパワーもお金もないということで、ビジネスマッチングでとどまっているという状況でございました。

次、お願いします。ただ、ビジネスマッチングだけじゃ根本的な解決にはなっていないという思いがありまして、終末期の支援を何かパッケージで提供できないか、お金がある人、ない人、いろいろありますので、比喻ですけれども、松・竹・梅という選択性のあるもの。予算もない、人手もない。でも、やりたいなという思いがありました。

ただ、そうは思っても、当然行政だけでは何ともなりません。そもそも職種がいろいろ

あり過ぎて分からない。サービスがどれだけあるかも分からない。いろいろなサービスがありますので、1者では当然できない。いろいろな業者とグルーピングできないかなと思っても、そもそもマッチングをどうやってやるのだとか、できれば優良な事業者と手を組みたい。そういういろいろな思惑を持っていたところ、たまたま企画課というところがやっている岡崎市SDGs公民連携プラットフォームというのがありまして、これを活用して、公民連携に活路を見出そう。公民連携と民民連携の体制をつくりたい。こういうふうに考えたわけです。

次、お願いします。これは企画課の資料です。PPPの一つの手法であるサウンディングという手法を使わせていただきました。ここで一番狙ったのは、左にある公民連携ビジネスへの参画意欲ある事業者の紹介です。コアメンバーが金融機関なので、金融機関が紹介する事業者でサウンディングをやるということですね。出口としては、これは行政経営課というところがやっている民間提案募集制度というものを活用して行いました。

次、お願いします。これが実際、サウンディングで提示した資料です。高齢者等に関する身元保証・生活支援・死後事務などに関するサービス提供体制の構築を岡崎市は考えています。ここに①から⑤までありますが、身元保証や日常生活支援や死後事務あるいは遺言や相続、これらを一体的に提供するサービスを提案してください。一体的にできなければグループを組んでください。こういった提案をさせていただきました。

フローについては、真ん中にあります。まず、岡崎市は公募をかけます。それに対して、上の①から⑤の一体的な民間提案をしていただきます。岡崎市が採択したところについては協定を結んで、協定を結んだグループには市民・利用者等に岡崎市あるいは成年後見支援センターが紹介しますという形ですね。利用者と民間事業者の対話でサービスの説明、契約に至る、④、⑤のところですね。その情報を岡崎市に教えてください。もちろん、サービスを履行します。サービスが終わったら報告してください、こういうフローで募集をかけました。

次、お願いします。実際、令和5年9月の意見交換会というのがサウンディングでございいます。民間事業者とのディスカッションに18者集まりました。金融機関から声がかかったところもあるし、先ほど言いました岡崎アイデアソンに参加していた民間事業者も参加して、18者。一般的にサウンディングと言うと民間のアイデアをくださいよという話ですけども、スキームは考えていますので、これに対してどうですかと投げ、パートナーを募集しています、このスキームの実現可能性や行政の気づかない課題を教えてくださいとか、民間参入意欲の確認ですね。あと、参入しやすい公募条件はどうですかというディスカッションをしました。

その中で強調したのは、低所得者でも利用できる提案をお願いしますということと、特段頑張らなくてもいい。あくまでビジネスの範囲でいいですよ。この2点は強く強調させていただきました。

経過としまして、左側にあります、9月に意見交換会、サウンディングをやりまして、

いろいろ出た意見を踏まえた上で、10月に公募をしました。12月に5者を選定。要は、5グループ応募があって、全て採択という形ですね。中にはいろいろありました。いろいろ話したけれども、結局断念。一体的というのがちょっとネックで、どうしてもというところも結構ありましたが、5グループの応募で全て採用ということで、12月に選定した後、いろいろ協議を重ねて、今年度4月に協定を締結。

3月ぐらいに後見室の権利擁護支援モデル事業の募集がありまして、その内示が5月にありましたので、6月に補正予算を計上しました。同じく6月には、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが発出されましたので、それを確認した上で7月に終活応援事業をスタートしたという流れになっています。

次、お願いします。事業スキームでございますが、先ほどの公募フローと似たようなものですが、ただ1つ違うところが、契約内容を市役所に教えてください、それを報告もしてくださいと、公募のときはそう思っていたのですけれども、契約内容は市も後見センターも把握しません。ただ、死後事務の契約をした人だけ、本人の希望で市役所に登録制度を設けています。市役所ですので、死亡届が出てきます。死亡届が出てきたら、すぐ民間事業者に連絡して、死後事務を履行してください。終わったら報告してくださいという流れです。こういう形になっています。成年後見支援センターが中心にありますが、始まってみて、地域包括支援センターも結構活用しているかなという状態です。

次、お願いします。終活応援事業の協定内容です。令和5年8月に行政評価局から報告書が出まして、いろいろ課題が出ました。今年6月にガイドラインが出ましたが、協定を締結する間、終身サポート事業者ガイドラインのパブリックコメントをやっていたので、ある程度内容は分かっていました。一番伝えなかったのは、とにかく料金を明確にしてくださいとか、このサービスだけ使いたいけれども、全部契約しないと駄目だよということはやめてくださいとか、遺贈とか贈与の附帯という話は一言も言わないでくださいとか、預託金の会計は別にする、通帳は別にしてやってくださいとか、中途解約にも応じてください。判断力が低下したと分かった場合は、もちろんすぐ支援機関につないでください。

こういった条件をのんでくれたところ5者と協定を結んだわけで、下にあるのがこの5者です。グループが3つ、単独が2つ。単独のところは士業の方で、法律事務所と司法書士事務所が母体のところ。あと、NPOが2つと、葬儀会社を取りまとめをやっている株式会社という形ですね。

次、お願いします。簡単に2つだけ紹介させていただきます。

これが終活応援事業5者のうちの1つ、老活コンシェルジュという提案をされたところでございます。真ん中のイズモ葬祭という葬儀会社を取りまとめをやっています。もちろん、葬儀の契約がなくてもコーディネートしてくれますかということは承知して、パーツで使えるような形になっています。これは割と私どもが想定していたもので、例えば死後事務の葬儀、直葬だと9万円です。下のほう、アールイーサービス、清掃業者です。1立

米8000円。あと、トラックとかあります。2トントラックが7立米ぐらいなのですが、頑張って断捨離して5立米ぐらいで抑えておくと、直葬9万円で、死後事務が8000円の5立米、4万円とトラックで14万円ぐらい。23万円ぐらいで死後事務ができるという形ですね。

これなら葬祭扶助相当額程度でできるかなと思っていますし、お金があると、例えば真ん中、まごころサポートセンターの海洋散骨10万円からです。10万円払えば、愛知県ですと三河湾に散骨してくれるかもしれません。お金がある人は、100万円払えばエーゲ海に散骨してくれるかもしれない。こういう財産に応じたプランが選択できるという形です。

次、お願いします。次は、NPO法人で居住支援法人をやっているところのプランです。実は、居住支援法人で私どもが一番使っているところで、何をやっているかという、緊急連絡先を無料でやってくれるところなのです。それはそれでありがたいのですけれども、国土交通省の資料を見ていると居住支援法人の6割が赤字とか。そういうのを見ていると、継続性を考えるとある程度ビジネスでやっていきたいと思いますというところで作ってきたのがこのプランです。

一番使うのは緊急連絡先で、単発のスポットが1回2万2000円。これが高いか安いかわからないのですが、正直分らないのですけれども一番よく使います。入院するとき、施設に入るときとか、単発の緊急連絡先を法人ではなく個人の名前で受けてくれる。これが一番よく使います。日常生活はあおぞらプラン、33万円。死後事務が55万円。これ、高いよと言っていたら、あおぞらライトプラン、にじいろライトプラン、半額のプランを提示してくれるということです。あと、あおぞらプランの真ん中、近況確認サービスというのは、リズムセンサー的なものです。クロネコヤマトのハローライトとか、中部電力のテラシテR。これを法人契約でやりますという形でやっております。

2つ紹介しましたが、こういったサービスが5つあるということです。

次、お願いします。この終活応援事業を居住支援の場面でもいろいろ使えたらなと思っています。岡崎市は、実は今年の1月に住まい支援センターを立ち上げました。自立相談事業所に住まい相談支援員を配置してやっています。来年4月に困窮法が改正されますが、自立相談事業所の加配という形ですので、それに沿った形ですね。困窮の要素がなくても、重層に移行していますので多機関協働事業の相談支援包括化推進員がいますし、記載はありませんが、参加支援事業もありますし、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業もあります。こういったところで支援していき、その中で終活応援事業も活用していこうと考えております。

次、お願いします。今回、お声がかかったのは、モデル事業をやっているということで、正直、昨年9月、サウンディングをやった時点で、これは全く想定しなくて、言ってみれば事業をやることばかり考えていたのです。このモデル事業があっただけで本当によかったです。これがなければ、ただのあっせん業をやるだけのところ、コーディネーターを配置するというのが本当の肝になるのかなと思っています。

次、お願いします。コーディネーター、厚生労働省の資料でありますし、しっかり市民・

利用者にアセスメントをして、その希望を意思決定支援をしながら様々な支援機関につないでいく。その中で、終活応援事業だけをやりたいのではなくて、終活支援事業も1つの選択肢でありますよという形ですね。どんなに公的制度、サービスを充実しても絶対漏れるところがあります。先ほど沢村参考人の話で、バンドエイドでいいのか、包帯でいいのかという話もありますが、それも1つの選択肢で、もちろんコーディネーターは、5つありますが、複数紹介するようにしております。後見制度もスポット利用ができるようになるのが近い将来あるかと思いますが、その受け皿の一つにもなるのかなと思っております。

最後のスライドです。単身高齢者等包括支援プラットフォームのポンチ絵になりますけれども、本人やチームの表記はございませんが、地域連携ネットワークの図とほとんど変わっておりません。先ほどの住まい支援システムは、居住支援の視点ですね。これは権利擁護の視点のポンチ絵になりますが、本質的には、地域共生社会を目指すというところがございますので、包括的な支援体制をどうしていくか。すなわち、重層的支援体制をどう構築していくかということかと思えます。その中で、沢村参考人の言葉で言うと、つまらない用事、入れ歯を取りに行くとか、そういうことも網羅するばんそうこうなのか、包帯もあるよ、杖もあるよといったことを今後充実していきたいと思えます。

本市の終活応援事業は、まだ始まったばかりで、今後どうなるか分かりませんが、協定事業者には、これをやったからといって、爆発的なビジネスチャンスにはなりませんと言っております。協定事業者もそれは承知していますので、一緒に走りながらカスタマイズ、最適化していきましょうという話をしています。

私からの説明は以上となります。ありがとうございました。（拍手）

○宮本座長 齊藤参考人、ありがとうございました。岡崎市と齊藤参考人、居住支援で御活躍というのは承知していたのですけれども、身寄り問題でもここまで事業を育成されているようなイニシアチブを発揮されて、大変印象的でした。ありがとうございました。

続きまして、福岡市社会福祉協議会の栗田構成員のほうからお話をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○栗田構成員 皆さん、こんにちは。福岡市社協の栗田でございます。本来、会場で御説明すべきところ、すみません、業務の都合上、かなわず、オンラインにて失礼いたします。

では、早速進めてまいります。福岡市社協の取組についてですが、まず、市の概況からでございます。人口165万人程度に対し、世帯数が88万世帯を超えております。詰まるところ、2世帯に1世帯以上が単身という、単身世帯率が50%を超えてございます。単身高齢者も8万世帯を超えております。ただ、その理由の一つが、非常に大学が多くて、九州管内から学生が集まって一人暮らしをする。それが単身世帯を増やしている要因でもありまして、高齢化率も全国平均を大きく下回っております。

お願ひします。このような福岡市の社会福祉協議会において、この身寄り問題については、かなり以前から取り組んでまいりました。その経過をまず概観したいと思います。

平成23年に預託金方式の死後事務委任事業、ずーっとあんしん安らか事業というものを開始いたしました。そして、平成26年に居住支援事業である、住まいサポートふくおか。28年に空家を活用する、社会貢献型空家バンク。29年に、今度は保険を使った死後事務の委任事業であるやすらかパック事業。このずーっとあんしんやすらか事業や、やすらかパック事業を踏まえて、令和元年度に終活サポートセンターというものを設置して、終活の相談だけでもお受けしながら、早めに備えましょうという啓発活動、出前講座なども行っていくセンターを設置いたしました。

令和2年には居住支援法人の指定を取り、住まい関係、空家関係で住まい・まちづくりセンターというものを設置しております。さらに、令和3年度、コロナ禍においては、対面による見守り活動とか、みんなが集う交流活動が難しくなりましたので、オンラインで顔を見ながら話ができるアプリ、ワンタップで使える簡単な操作のアプリをスタートアップ企業と共同開発して、現在、死後事務の契約者の定期連絡に組み込んでおります。さらに、令和5年度には、親なき後支援をする信託を使った事業。そして、現在、モデル事業を実行中というところになります。

このように申し上げますと、それぞれ脈絡なく、単発でいろいろやってきているなというふうに見えるかと思うのですが、それぞれは連続性がございまして、次、お願いいたします。平成23年の預託金のずーっとあんしん安らか事業を起点として考えると、それを始めて課題視するのは、預託金を最初の契約時にお預かりする。小さくないお金ですから、それを捻出できない方、要は初期費用が準備できない方と契約が結べないという課題を何とかしたいと当然なってまいります。そのために、少額短期保険を組み合わせることで保険金で死後事務をするとするならば、最初に大きなお金を預かっておかなくても、月額払いで対応できるというものを平成29年に始めたのがやすらかパック事業です。

このような死後事務の関係をやっていくと、相続とか離婚とか認知症対策、そのようないわゆる終活領域のノウハウが蓄積されますので、それを相談や啓発に生かしていこうと終活サポートセンター設置につながりました。

また、下の矢印を御覧いただきますと、結局、死後事務の委任事業は、将来、自分の死後事務を託しますということを、基本的には元気な状態で契約する方が多いので、お亡くなりになるのは5年、10年、15年後と、先のことが多くございます。とするならば、もちろん最後は私どもがするのですが、それまでの間、そういった方と一緒に生きていく、困り事を共有して一緒に解決していく、そういった寄り添った支援、伴走支援がメインとなり、肝になるところです。

そこで見えてきた大きな課題が、身寄りがなく、緊急連絡先や保証人を確保できない方は、入院するときも困る、施設に入所するときも困る、アパートを借りるときでさえ、こんなに困難を抱えているのかということを目の当たりにしましたので、平成26年に居住支援を始めたという経緯がございます。

そして、居住支援を始めるには、私ども福祉関係としては初めて不動産関係者とがつつ

り組んで取組を進めてまいりましたが、その中で不動産関係者との協働から、空室だけじゃなくて空家も活用しようと、これも社会資源じゃないかという話になりまして、そういった単身の方などが集うサロンとか地域カフェとか、最近ではこどもの居場所づくり、こども食堂などに空家を転用するような事業が増えてまいりました。その空家活用のシステム自体を事業化したのが空家バンクということになります。そのように不動産関係のネットワーク、ノウハウを蓄積して、住まい・まちづくりセンターを設置したという流れがございます。

さらに、中核機関である成年後見推進センターも受託し、この3つのセンターに共通して入る課題は何かというと、例えば、8050の親御さんから、実は自分のことも心配だけでも、もっと心配なのは、障害のある子あるいは引きこもっている子の自分の亡き後なのです。そこに対応するサービスが直接的にはなかなかありませんでしたので、信託を活用した事業をつくったというような経緯がございます。このように、それぞれ何か事業を起こすと、また隙間の課題が見えてきて、それを埋めていくということを繰り返したということになります。

では、ここから先は、それぞれの事業を少し深掘りして御紹介してまいります。

まず、預託金方式のずーっとあんしん安らか事業ですが、これについて、預託金額は最低限50万円、プラス、御本人さんが持っている家財の量、それを処分するとしたら幾らかかるかという業者見積額になりますので、最低限60万から70万円は必要ということになります。それをお預かりしながら、契約後は定期的に電話連絡を、基本2週間に1回。そして、3か月に1回はお会いするというようにしております。

さらに、これも制度のはざまと言われます入退院の支援ですね。ケアマネさんとかのシャドウワークと言われることもあります。その辺りをカバーしながら、ここで緊急連絡先の引き受けを社協で担います。24時間365日体制を引いているということになります。

それと、書類などの預かりも社協の金庫で可能というところです。

お願いします。対象者の要件は、現在、70歳以上にしております。

そして、明確な契約能力を有する方。これは委任契約自体が成り立つかということもありますが、基本的には公正証書遺言を作成いただくようにお勧めしますので、その遺言が無効とならないよう、もしも認知症が進んでいっちゃうような方は、後見での対応を検討していくことにしております。

3つ目、原則として子がない。これは子供に迷惑をかけたくないから任せたいという相談が一定数ございます。しかし、そこに我々が入って代わりにするというになると、かえって子供さんとの関係が疎遠になったりということは私どもも望むところではありませんので、子供さんが例外的に障害があってもできないとか、海外に移住して帰ってこないというようなときには、対象にすることにしております。

最後、生保ではない方ということですが、預託金は本人の資産になりますので、この契約と生保の両立というのは構造上できないということになります。

お願いします。契約事務の流れですが、多くの方は最低3か月、大体半年ぐらいは、皆さん、じっくり考えて契約していかれます。どのようなことを主立って考えるかという点、まずは、預託金は完全に使い切ることはありません。返還が生じますし、家財を処分している中では金品なども当然出てきますので、それを誰かに引き渡さないと宙に浮いてしまうこととなります。それで、法定相続人の1人を指定していただく。そして、定期的にその方と私どもが連絡を取るという方法か、公正証書遺言をつくっていただいて、遺言執行者に引き渡すということとなります。

次いで、葬儀・納骨も24時間安置するだけの直葬でいいという方から、いや、家族葬程度、一般葬程度の祭壇、お花をお願いしたいとか、納骨も永代供養してほしいという方から、粉にして海にまく散骨とか、樹木を墓標にする樹木葬がいいとか、今、ここも多様化していますので、それぞれ希望がございます。そして、その金額を私どもがお預かりしておけば、そのとおりに実行することが可能になるというものです。

それと、先ほど申し上げました家財処分の見積額、この辺が分かると、預かるべき金額が分かり、契約していくという流れになります。

お願いいたします。そして、そこから長いお付き合いがあって、最期のときを迎えるということになります。その死亡の連絡は、いつ入るか分かりませんので、24時間365日対応になるということです。その後は、通常、御親族がされるようなことを社協が代わりに第三者で行っていく。葬儀社への連絡、見積り、火葬・納骨、家財処分、行政関係の手続などを粛々と進めていき、最後に金品類を執行者などに引き渡して契約終了という流れでございます。

お願いいたします。このサービスを契約するための費用は、入会金1万5000円、年会費1万円としておりますし、入退院支援サービスは、その都度、この金額を徴収する。預託金が50万円、プラス家財処分の見積額となつてございます。

お願いいたします。この契約者は、性別でいきますと、当然女性のほうが多い。年代でいくと、最も多いのが80代。そして、70代、90代の方も少なくございません。

次、お願いします。そして、ここからが、その預託金をどうにかしようとして、預託金なし、初期費用なしで月額払いにするためにつくったスキームになります。これは社協が右側の保険会社と保険契約を交わして、高齢者の方が被保険者になります。被保険者がお亡くなりになったら保険金が社協に下りる。これは50万円の設定にしております。というスキームですので、最初に預かっておかなくても、その保険金で死後事務が執行できるという仕組みです。

難しかったのがお金の流れの設計でして、社協が保険会社に保険料を納めるのですが、これが男性のほうが短命なので、同じ年齢だと男性のほうが保険料は当然高くなりますし、年を追うごとに保険料がどんどん上がっていくわけです。しかし、それを利用料にイコールにしてしまうと、男性の方の契約者がだんだんと80代になって高くなって行って、最後、解約せざるを得ないとなったら本末転倒ですので、ここは一生変わらない利用料に設定し

たいということが1つ。

そうすると、自分の保険料よりも高く利用料を払っている方も低く払っている方もごちゃ混ぜにしていって、お金の互助で成り立たせようと考えて、押しなべて設定しております。それを毎月3000円からの金額にして、皆さんで保険料を出し合っているという格好です。

そして、現場の死後事務については、直営でも可能なのですが、キャパも考えて、これはNPO法人に委託しております。

お願いします。サービスとしましては、先ほどの預託金方式のほうは、預託金を増やせば樹木葬でも散骨でも可能というふうに申し上げましたが、こちらは保険金が一律ですので、基本的に皆さん、直葬。そして、遺骨については指定埋葬先、菩提寺に届けるか、こちらで永代供養をするか。そして、家財処分して役所の手続をするという非常にシンプルな最低限のものになっております。

料金につきましては、3000円から、年齢に応じて多少上げておりますし、生命保険ですので、御本人さんの体の状態によって保険金が少し変わりますので、それも多少加味しながら、3000円から7500円の範囲で回しているというところになります。

次、お願いします。この要件はぐっと引き下げておまして、40歳以上としております。実際に40代、50代の契約者の方もいらっしゃるんですけど、子供さんに発達障害があって、自分の死後事務ができないからというようなお母さんとの契約もございます。そして、90歳未満というこちらの年齢の上限は、保険の加入上限になりますので、ここは致し方ないところです。それまでの年齢に契約すれば、その後も当然、契約は続くわけです。

そして、2番目の明確な契約能力を有する方は、先ほどと同じなのですが、こちらは保護受給者も対象にしようと思えばできます。預託金がありませんので、御自身の保護費、生活扶助の中から、この利用料をお支払いされれば、保護も対象にできるのですが、ここをすると、恐らく御本人からというよりも、ケースワーカーさんからの相談がどっと入ってくるのが想定されまして、それに対応できるキャパ、こちらの体制が整っておりませんので、今のところ保護の方は対象外としております。

そして、保険会社の申込要件に該当する方。生命保険ですので、もうがんであるとかいう方はどうしても加入できないということになります。

5番目は、こちらも親族で可能であれば親族優先でやってくださいというもの。

そして、6番は見守りサービス利用。こちらは公正証書では、どうしても手数料がかかりますので、自筆証書遺言でも構わないというふうにしております。

お願いいたします。1つ事例としましては、これは終活の相談ではなく、最初、住まいの相談でした。71歳、男性、単身の方が、親族とは音信不通で、収入は一定、月に20万円程度あります。ただ、友達の家に住んでいたけれども、その友達が急逝されたので、数日、サウナで寝泊まりしていました。そんな状態で不動産会社を回ったが、緊急連絡先もないからということで、ずっと断られて、御本人は自分の最期はどうなるだろうと不安でした

ので、やすらかパック事業を契約して死後事務の委任契約を交わしました。それを交わすと大家さんも安心します。24時間、私どもが緊急連絡を引き受けますし、最期の残存家財の処分も私どもがすることになりますので、住まいも見つかって、死後事務の契約も交わしたという事例になります。

次、お願いいたします。こちらは男性の契約者も比較的多くて、この男性の方々は低所得の方もいらっしゃいますが、中には、シンプルなところがいい。最期、樹木葬とか散骨とか、こだわりはない。人に迷惑をかけなかったら、それでいいのだというような方がこちらで契約を交わされているというところがございます。年代的には、70代、80代、60代の方の順になっています。

お願いいたします。そして、冒頭申し上げました、このZoomのようなものですが、ワンタップでビデオ通話ができるアプリを開発しまして、高齢者の方でも使いやすいように設計しております。これを使って契約者の方と定期連絡を取っていくと、電話よりも情報量が多い。御本人さんの表情とか顔色、あるいは後ろの背景の御自宅の様子まで、電話ではうかがい知れないところまで確認できますので、こちら支援の精度が上げやすいということもありますし、御本人さんからしても、私たちが訪問してくるというのを負担に感じる方もいらっしゃいます。それなりに準備をしたり、整えたりしないといけないのが億劫である。その双方にとってメリットがある方にこれを導入していております。

さらに、一番下に「いいね」ボタンとございますが、テキストを送ることができます。お変わりありませんかとか、夏であれば水分補給をお願いしますとか。そして、本人がハートのマークを押せば、こちらで押されたというのがわかりますので、それで安否確認ができるという仕組みにもなっております。

次、お願いいたします。ここまでがこのモデル事業の内容でして、効果としまして、1つは、先ほどのように居住支援で死後事務を活用すれば、大家さんの安心感は高まるが、住まいを探している方に死後事務の契約までしてもらおうという本人の納得感を得るのは、なかなか難しいところがあります。

あと、2つ目は、身寄りがない方で最期まで在宅だと希望される方は増えておりますので、そういう方を医療関係・福祉関係の制度だけで支えていくというのはなかなか重たいものがあります。しかしそこを私たちも入って、緊急対応とか死後のことについては、全部こちらで担います、支援しますのでというふうに役割を分担すると、生きている間の支援に限定して医療・福祉関係者の方は注力できますので、そこにシャドウワークを発生させずに、うまくチームで乗り切ったケースは多々ございます。

ただ、課題としましては、1つは、先ほどの預託金方式にしても、保険方式にしても、どうしても契約できない方がまだいらっしゃるということ。

それと、2つ目は、法定されている死亡届出人がいないケースが出始めているということです。親族がいなくて、病院長にお願いしても病院の理解がなかなか得られなかったとか、あるいは在宅・持ち家でお亡くなりになって、本当に法定上の方が誰もいらっしゃら

ないケースが想定されます。そんな問題が生じております。

最後、24時間365日対応。もともと社協は、公務員、役所と同じように9時～5時、平日の仕事スタイルですので、夜間や土日・祝日対応を負担するというのが組織上、ちょっと難しい。工夫が必要であるというところになります。

以上が中心になるのですが、あとはざっと流させていただきます。終活サポートセンターでは、相談が年間1000件程度。そして、セミナーや出前講座は年間50～60回、3000人程度の方が聴講されていらっしゃいます。

次、お願いします。電話での相談が多く、女性中心、70代の相談が多い。ただ、50代、60代からの相談をこれから増やしていきたい。早めの備えを啓発していきたいと思っております。

次、お願いします。死後事務の相談が一番多くて、次いで意思決定、情報収集。また、相続、葬儀・納骨などの順で相談が多いという状況です。

次、お願いします。親なき後支援事業。これもニーズが少くないところですので、後見一択ではなく、信託を使ったもう一つのスキームとしてつくったものになります。

次、お願いいたします。これは住まいサポート、居住支援で、平成26年に始めましたが、現在、63社の不動産会社と14の支援団体と一緒に協働しております。

次、お願いします。このようなスキームになりまして、いかに大家さんに安心していただくかというところが肝になります。

次、お願いします。この相談も増え続けておりまして、今年度は600件に達しそうな勢いで相談が伸びております。

次、お願いします。最後は空家バンクです。空家を使うというのも地域共生の考え方の一つで、地域の資源を地域で活用するという流れをくんだものになります。

事例が幾つかございまして、お願いします。ある一般社団と協働しております。弁護士、司法書士、宅建士、建築士等々と一緒に取り組んでおりますが、事例としましては、次、お願いします。福祉関係のサービス事業所に転用したり、あるいはフリースクールに活用したり、様々な転用をシステム化しているところになります。

最後のスライド。以上でございます。社協だけでできることは限られていますので、民間企業あるいは行政・地域とも協働しておりますし、福祉・医療だけでなく、不動産とか法務、ITとか金融などと一緒に働きかけながら進めているというところなんです。

すみません、長くなりましたが、以上でございます。（拍手）

○宮本座長 栗田構成員、ありがとうございました。先ほど齊藤参考人のほうから、本当はこの終活サポートセンターがやりたかったんだというお話がありましたけれども、なるほどと思わせる。社協がここまで事業の主体になっているというのは、本当に驚くべきことなのではないかと思えます。同時に、生保受給者あるいは資力の関係で、この事業も利用できないという層も現れているということも、栗田構成員のほうからお話がありました。

続きまして、最後になりますけれども、NPO法人やどかりプラスの芝田参考人のほうからお話をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○芝田参考人 NPO法人やどかりプラスの芝田でございます。

私のほうからは、資料5に基づきまして、「「身寄り」がない人の権利擁護と権利擁護支援のための地域のネットワークづくり」についてお話をさせていただきたいと思います。

1枚目、おめぐりください。まず、なぜ私が身寄り問題に取り組むことになったのかも含めて、少し自己紹介させてください。私、司法書士でもございまして、成年後見制度が身寄りの代替として使われている実態というものにずっと向き合っていました。その司法書士の傍ら、ホームレス支援を始めるのです。ホームレスのほとんどの方が身寄りとの縁が切れてしまっています。そうしたホームレスの方がアパートに入るときの支援をしたいということで、連帯保証を提供するNPO法人やどかりサポート鹿児島というものを設立しました。これは居住支援法人に途中からなります。

このように、仕事でもNPO活動でも、身寄りがない方の支援というものにたくさん携わって、これはおかしいのではないか。この国は、なぜ身寄りがないから困らなければいけないのだと思って、身寄り問題という問題を1つ立てたのです。これを解決していこうということで、仲間と一緒につくったのが、つながる鹿児島というNPOです。現在は、やどかりサポート鹿児島とつながる鹿児島が今年合併いたしまして、新たにやどかりプラスというNPOになりまして、「住まいとつながりをすべての人に」ということをビジョンに掲げて、居住支援と身寄り問題の双方に取り組むNPOとなっております。

次、お願いします。もう一枚、お願いいたします。それでは、最初に身寄り問題に関する基本的な考え方というものを皆様と共有していきたいなと思います。

次、お願いします。身寄り問題とは、私たちはこのように定義しています。人は、自分のことが自分でできなくなるときがたくさんあります。赤ちゃんやこどものうちは当然ですし、大人になっても、けがをした、病気をした、障害を負った、認知症になった。そして、お亡くなりになったとき。自分のことを自分でできなくなったときに、一体誰がその対処をするのかといったときに、家族がするのが当たり前、家族だから当然という場面が非常に多くないでしょうか。

さらに、この国には、連帯保証、身元引受け、身元保証といった慣習があります。しかも、アパートに入るとき、病院に入院するとき、施設に入所するとき、さらには学校に入学するときや仕事に就くとき、こういった命と暮らしに関わる非常に重要な場面でばかり保証人が求められるわけです。このような社会にあって、身寄りがない人は例外として扱われていて、その例外に対する対応方法がこの社会にはちゃんと準備されていません。そのために、身寄りがない人が重要な社会参加、社会サービスにおいて例外として排除されたり、差別されたりしていること、この問題を我々は身寄り問題というふうに名づけました。

したがって、釈迦に説法とは思いますが、今回、身寄りがない高齢者の方々の課

題に向き合っているわけですが、こどもや若者にとっても身寄り問題というのは存在するという事は十分に留意が必要かなと思っております。

次、お願いします。そこで、こうした身寄り問題を解決していくためには、家族による支援の捉え直しということが必要ではないかと考えます。この社会は、家族に丸抱えを求めているのでしょうか。家族というのは、もはや無限責任となっていないのでしょうか。そして、支える余裕があればいいのですが、支える力、お金や時間がない家族に対して、家族を支えることを求める社会の圧力、過度な負担が、実は身寄りがない人を増やしてはいないのでしょうか。このように、家族による支援とは一体どういうものなのかということ、今、考え直す必要があると思います。

次、お願いします。そこで、身寄り問題の解決を目指すに当たっては、身寄りがある人は従来どおり家族頼みで、身寄りがない人について新たな支援をつくっていきこうという、この二分論は非常に危ういのです。そうではなくて、家族による支援と地域による支援と社会による支援、これらのどれを優先するでもなく、並列化して役割分担をしていくことが必要です。そうしないと、先ほどのスライドにありましたが、家族に関わることは損な世界。関わらないほうが賢い社会になってしまいます。我々が目指すべき社会は、家族が家族に対して、あるいは地域の住民が隣人に対して、安心して自分のできる範囲で関わることができる。つまり、関わっても丸抱えさせられない社会ですね。

そして、関わるということは丸抱えではなくて、チームあるいは共同体に加わることで、家族に関わること、あるいは隣人に関わるのが楽しい社会というものを目指さなくてはいけないと思います。

次、お願いします。そもそもこうした考え方というのは、実は身寄りという言葉の本来の意味と関わっているのです。身寄りという言葉の辞書を引いていただきますと、最初に身を寄せるところとあり、その後、親類・縁者とあります。ちょっと省略しますが、実はこの身を寄せるところという言葉には、同級生とか同僚とか御近所とか同郷とか、そういった様々なものが含まれているのです。

ところが、2024年の今日、皆さん、いかがでしょうか。私たちが身寄りと呼んでいるものは、ほぼ家族・親族だけを指すことになっていないでしょうか。このように、身寄りの本来の意味を考えると、身寄り問題というのは、実はもっと広いことになってきます。つまり、頼れる家族・親族がいるかどうかではなく、家族・親族以外に「身を寄せるところ」があるかどうか、が身寄り問題だとすると、日本人のほとんどが身寄り問題を抱えていることになりはしないでしょうか。頼れる家族・親族がいるかどうかに着目するのではなく、家族・親族以外に地域の中に「身を寄せるところ」があるかどうか、そういったものを作っていくということが身寄り問題の解決に必要なことなのかもしれないですね。

次、お願いいたします。今、身寄り問題の基本的考え方の共有ということをお話ししておりますが、その最後として、制度や契約の副作用というものを指摘しておきたいと思っております。身寄り問題を成年後見制度や高齢者終身サポート等、制度や契約のみで解決するこ

とには大きな副作用があります。もちろん、契約や制度は必要なのです。必要なのですけれども、大きな副作用があるということですね。

それは、まず1つ目には、本人を支援される側に固定してしまうということですね。これは成年後見制度における用語の使い方が象徴しています。成年後見で成年後見をする側、私たち司法書士の側を成年後見人と言います。本人は何と呼ばれるか。被後見人です。お亡くなりになったときに被相続人と言うのは仕方ないと思うのですが、生きていらっしゃる方に「被」とつけていいのかなど、常々私は思っておるのですが、制度上、支援される側と支援する側が固定されているわけです。

次に、本人の孤立を固定してしまいます。司法書士である私がある方の成年後見人についてとします。確かに、そのことによって身寄り問題は解決するのです。病院に入院できるようになります。施設に入所できるようになります。お亡くなりになったときには、つがなく通夜、葬儀、火葬、埋葬を執り行いますけれども、その方の葬儀に来るのは私、たった1人ということが起きてしまいます。これはプロである司法書士の私が、この方の表面上の問題を全て解決してしまうからですね。その方は、私以外とつながる必要がなくなるわけです。

こうした支援される側への固定と孤立の固定というのは、当然ながら目指すべき地域共生社会の姿とは大きく異なると思います。これまで家族の丸抱えであったものを、今後、制度や契約への丸投げに変えるだけでは何も変わらないということかなと思います。

次、お願いします。さて、ではどうすればよいかということなのですが、やどかりプラスからの1つ目の提案になります。これが地域ガイドラインと組織マニュアルをつくっていこうということです。今、映していただいているスライドの左側の図について説明させていただきます。こちらは令和2年度の社会福祉推進事業でつくらせていただいた図なのですが、下半分が現在の社会です。現在の社会は、身寄りがあることを前提とし、家族による支援がある方がスタンダード。家族による支援が受けられる方は、金銭管理、死後対応、連帯保証、医療決定、いずれでも困ることはなく、病院にもスムーズに入院できるし、施設にもスムーズに入所できる。

ところが、身寄りがいない方は例外として扱われていて、医療機関や施設から排除が起き、そのために、ケアマネさんなんかは典型ですけれども、支援が困難ということになっているわけですね。

これを変えていくためにどうすべきか。まずは、意識の転換をしましょう。身寄りがいないというのは、もう第2のスタンダードだ、スタンダードのことだというふうにみんなで意識を変えましょう。意識を変えて、地域ではガイドラインをつくっていきましょう。これはどんなことがガイドラインなのかといいますと、これまで例外として扱っていた身寄りのない方をスタンダードのものとするわけですから、地域でどのように対応していけばいいか、みんなで考えようということですね。そして、地域でルールをつくっていこう、チームをつくっていこう。本人、身寄りのない人も身寄りのない人を支援する人も、みんな

な孤立させないようにしていこう。こういった地域のガイドラインをつくっていく。

それともう一つ、それぞれの医療機関とか施設においては、身寄りがない人はもうスタンダードなわけですから、皆さん、うちに身寄りがない方が来たらどうすればいいか、主体的に考えていく必要がありますね。その考えたことを形にしていくというものを、私たちはマニュアルと呼ばせていただきました。このように、地域ガイドラインと組織マニュアルをつくっていこうというのが1つ目の提案です。

次、お願いします。実際にこのガイドラインづくりというのが各地で少しずつ進んでおりまして、次のスライドまで松江市の例を引用させていただきました。新潟県魚沼市、世田谷区、名古屋市、島根県松江市、鹿児島においては霧島市、曾於市、始良市、こんなところでガイドラインができ上がっております。

その次の次、お願いいたします。こちらは、私たちのほうではマニュアルと呼んでいますけれども、病院のマニュアルの事例。ガイドラインと呼んでいらっしゃるけれども、愛知県の江南厚生病院さんの事例でございます。

次の次、お願いいたします。やどかりプラスからの2つ目の提案が、身寄り問題を当事者主体に解決していこうということでございます。ここでは、やどかりの取組を紹介させていただきます。やどかりライフという事業です。どんな事業かといいますと、やどかりの居住支援を利用して新しい住居を確保して、新しい生活を始めようとする方に、今日からは、同じような境遇の方同士、支え合い、助け合う暮らしを始めませんか。互助する暮らし方を始めませんかというふうに、べたにストレートに提案するのですね。

次、お願いいたします。この提案に賛同してくださって、もちろん濃淡はあります。積極的な人、そんなには参加しない人、いろいろありますけれども、現在、125名の方が参加してくださっています。

下はサロンの様子ですね。

次、お願いいたします。いきなり支え合い、助け合いと言っても、知らない人となかなか難しいですから、ふだんは交流していただいて、親睦していただいて、カレーの会とか、こんなことを皆さん、自主的にやっけていらっして、次、お願いいたします。

そんな中で、私たちはやどかりライフを始めた方々にどんどん頼みます。どんなことを頼むか。居住支援の対象者の方々は、携帯電話が止まっている方が多いのですね。そこで「何々さん、同じマンションの101に新しい人が入ったんだけど、何々さんにこれこれを伝えてくれない？」と頼むのです。「いいですよ」と聞いてくれる。今度は同行。「何々さん、同じマンションの202に新しい人が入ったんだけど、電車に乗れるかどうか分からないので、あした10時にやどかりに連れてきてくれない？」「いいですよ」。手続関係なんかもそうですね。一緒に市役所に行ってもらったり、一緒に銀行に行ってもらったり、いろいろなことを頼みます。

次、お願いします。そうすると、私たちが頼む以外の支え合い、助け合いがどんどん生まれてきました。最も典型的なもので、最も皆さんにお伝えしたいことは、やどかりにお

いての入退院支援は、やどかり利用者同士で日々行われています。行われていない月がないぐらいですね。同時進行形で何人もの方々に対して行われています。最初は、私自身もびっくりしたんです。でも、今から考えてみたらそうだと思います。同じ対等な関係で知り合った者同士、一方の方が今度入院するんだ。困っている。人間というのは、そういった方に対して何かしてあげようという気持ちに必ずなるんですね。そういった入退院支援を中心に、買い物支援や大掃除、そんなこともいろいろしています。この写真は、大掃除のときの様子ですね。

次、お願いします。近年は、この当事者の方々と私たちも事業をいっぱい行っています。幾つかありますけれども、1つだけ御紹介すると、シェルター運営は当事者の方と一緒にするのが非常に効果的です。というのは、シェルターに入っている方は当然不安ですね。その不安な方に、実は自分も去年、ここに入っていたんだよ。今はこんな生活をしているよと、いわば先輩の入居者の方がいろいろなアドバイスをしてくれる。それによって、シェルターから出た後、地域生活に入るときにも、つながりを持ち始めた状態で地域生活が始められるということですね。

次、お願いします。そして、今日のテーマ、権利擁護と権利擁護支援のためのネットワークづくりについてですけれども、このやどかりライフだからこそその支援つき意思決定というのが実現しています。意思決定の基盤は日常の関係性にあると書かせていただいたのは、これは私が勝手につくった言葉なのですけれども、やどかりライフによってつながる。そして、つながることで一緒に考えてくれる人を獲得する。誰それがこう言うから、誰それのためだから、誰それがいいと言ったから、そんな意思決定の意義とか目的とか、つまり、意思決定の基盤を獲得する。関係性の中での過程を経て意思決定をすることができる。これは、当事者本人が人とつながることで、ちゃんと権利擁護をしているということだと私は思うのです。やどかりプラスがしているのは、これの後方支援つまり権利擁護支援ということになります。

次、お願いします。この写真、奥田構成員の前で披露するのはちょっと恥ずかしいのですけれども、抱撲さんの二番煎じというところがあるのですが、私たちも他人同士で人と人が見送り合い、弔い合うということを目指してやってきて、残念ながら今年の2月、私たちの事業の非常に理解者であった方がお亡くなりになったのですけれども、その方のお別れ会の様子です。12人の仲間でお見送りをすることができました。

先ほど成年後見の副作用という話をいたしましたけれども、その副作用の現場をたくさん見てきた私。そして、この葬儀のときに、今、必要なものは何なのかということをはなかな言語化することはできないのですけれども、胸の奥にすごく強く感じたところです。

次、お願いいたします。さて、こうしたやどかりの取組というのは、どうしても現在の中では特殊なものと思われがちかと思います。どのようにしたら一般化できるのか、私もなかなか答えが見つかりません。ただ、こんなことが言えるのではないかと思います。現状の議論というのは、成年後見に限らず、様々な福祉分野あるいは消費者被害なんかも

そうですけれども、基本的に利用者はみんなばらばら。事業者と利用者の上に支援関係があったり、あるいは事業者と利用者の上に契約関係があったり、それぞれの個々の支援や契約をどうしていくかということで物が考えられていくのですね。そうすると、重要事項説明書をつくらうという話に大体なります。

それに対して、私たちが取り組んでいるのが右側。共同体の存在を最初から前提にして物事を解決していこうとしているわけです。人と人が支え合うということは地域づくりの目標ではなく、地域づくりの前提としているわけですね。そこに対して、私たちやどかりは、その支え合いを支えるということ。そして、その支え合っている集団が信頼に足るものであるようにすることというのをサポートしている。このような形で問題解決していこうとしているわけです。

もちろん、これが本当にどういうふうに広がっていくのかということは、私にもまだまだ皆目見当が付きません。ぜひ様々な調査研究、実験、モデル事業といったことをしていく必要があると思います。「持続可能」ということが今、権利擁護において大きなテーマですけれども、こうした共同体を前提とした取組の中から、より持続可能なものというのが生まれてくるのではないかなと思っています。

2枚進んでください。最後にまとめでございますけれども、もう時間のほうも過ぎておりますので、皆さん、またお目通しをいただければと思いますが、とにかく主体的な取組というのが必要だと思います。身寄り問題、誰かが解決してくれるのではないかなど、お見合い状態が続いて、多分もう10年以上過ぎていると思うのですね。当事者、支援者・事業者、そして行政、これらの各当事者がつながりを前提とした三位一体の主体的な取組をすべきときが来ているのだと思います。

以上、拙い話で失礼いたしました。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○宮本座長 芝田参考人、ありがとうございました。身寄りがないということが準スタンダードになっている時代に、身寄りがないという例外的な人に擬似家族、フェイク家族を提供するという発想じゃ駄目なのだ。もう誰もが安心して楽しく入れ歯を取りに行ける。あまり楽しくないかもしれませんが、そういう条件をつくっていかなければいけないのだということですね。まさに地域共生社会、支え合いを支えるという最初の問いをもう一回突きつけられたようなところがあったと思います。地域共生社会を考える上で非常に大事な切り口をお示しいただいたと思います。

それでは、これから、あまり長く時間は取れないのですが、今、4つの、いずれも非常に密度が高く、触発的なプレゼンテーションがございました。これに対して、構成員の皆さんから質問していただくという時間にしたいと思います。恐らく、今の議論の中身からして、簡単に10分で終わるかどうかわからないのですが、挙手制で進めさせていただきます。御発言を希望される方は、手をお挙げください。オンラインの方も画面上で挙手マークでも構いません。お示しいただければと思います。いかがでしょうか。

まず、会場のほうから進めさせていただきます。中野構成員、お願いします。

○中野構成員 今日、本当に大変貴重な先進的なお話を聞かせていただいて、ありがとうございました。

私が質問したいのは福岡市社協さんの取組なのですけれども、7ページに公正証書遺言をつくるという言葉がございました。私自身も、公正証書とか遺言の作成支援によく関わることがございまして、そういうときに皆さん、すごく悩まれます。どこに遺贈しようとか、誰にあげようとか。私自身も、そういうときはあまり急がなくてもいいんですよとか、遺言は無理してしなくてもいいんですよとか、そう言いながらいろいろお話を伺ったりしています。作成するときに、なかなかお時間もかかるし、決めかねるということがあるのですけれども、そこをどうやって遺言をされるような形に支援されているのか。

とはいえ、こちらを利用するためには遺言証書をつくる必要がございますので、あまりゆっくりもしていただけないという葛藤があると思うのですけれども、その辺りをどのように支援されているのかということと。

あと、これは可能な範囲でということなのですけれども、遺贈先、皆さん、結構悩まれるんですね。例えば、どのようなところが受遺者になっておられるのか、そちらのところも併せてお尋ねできたらと思っております。よろしく願いいたします。

○宮本座長 栗田構成員、いかがでしょうか。

○栗田構成員 栗田です。御質問ありがとうございます。

公正証書遺言作成の場面ですが、確かにつくることを前提で考えていくというような場面にはなりません。その際に、相続させるということで、甥御さん、姪御さんなどを指定される方もいらっしゃいますが、確かに多くは遺贈ということになります。遺贈先を選ぶ際は、まずどんな分野に関心がおありですかというふうにお伺いすることが多いです。そうしたら、こどもとか障害者とか環境とかアートとか学校とか、そのテーマをまずお伺いして、それであるならば、例えば世界規模でいったらこんなNGOがありますとか、地元でいくとこういうNPOが活動されていますよとか、情報提供をこちらからしてまいります。その中から御自身で、ちょっとゆっくり考えてみるわとか、近くであれば行ってみるわ、話を聞いてみるわというような納得をいただけるプロセスを経て決めていただくということになります。

さらに、遺言は後でつくったほうが常に有効なので、いつでも書き換えもできますよということを書いてさしあげると、安心される方が多くいらっしゃいます。ただ、今のようなやり方をすると、こどもというテーマを選ばれる方が一番多いというのが実態でございまして、将来を支えるこども関係、若者関係に何か残したいと思われる方が多いです。ですので、NGOレベルでいくと、セーブ・ザ・チルドレンさんとか国境なき医師団さんもいらっしゃいますし、プラン・インターナショナルさんとか、ああいったクラスのNGOとか。あるいは、地元でフリースクールとかを営んでいるNPO、非営利団体などを選択される方もいらっしゃるところです。そこも一緒に探していくという寄り添った姿勢が必要と考えてお

ります。

以上でございます。

○宮本座長 ありがとうございます。

ほかに会場でいかがでしょうか。原田構成員。

○原田構成員 それぞれ御報告ありがとうございました。

沢村参考人にお聞きしたいのですけれども、19ページで1次予防というのがとても重要だという。この1次予防というのは、もう少し具体的にどういうものなのか、例えば福岡市社協の終活サポートセンターの取組とか、やどかりプラスの当事者主体という話もありましたけれども、何か関連するようなどころがあれば教えていただきたいと思います。

○沢村参考人 おっしゃるとおりで、0次のところで何かやらなければという気持ちに住民の方がなったときに、自分は誰にこれを頼もうとか、そういう手立てを取るというのがこれに当たると思っていて、今、これがあまりに多岐にわたっていて、自分がやろうと思ったらとてもやり切れるものではないし、やったとしても、その後、それが分からないと、亡くなった後で役に立たないということにもなりますので、その辺りの課題にまさに応えていらっしゃるのが終活の相談窓口であろうかなと思っているので、非常にこれから期待しております。

○原田構成員 分かりました。

○宮本座長 ありがとうございます。

それでは、オンラインで上山構成員、お願いします。

○上山構成員 ありがとうございます。

栗田構成員に、スライド11ページのやすらかパック事業について、2つお尋ねしたいと思います。

この事業の全体の法的なスキームは非常に複雑でして、法律家の私にとっても1回で理解することがなかなか難しいものなのですが、契約の際にこの仕組み全体を利用者の方が果たしてどれぐらい理解できているのかというのが1つ気になりました。特に、保険料の原資である利用料が、ケースによっては自分が本来払うべき保険料よりも高額なものになっている可能性がある。つまり、平たく言えば、これが利用者間の互助やある種の連帯の仕組みであるという性質を持っているといった辺りが、どこまで丁寧に説明されて、そして利用者の方が理解されているのか、その辺りを知りたいと思います。

もう一点ですけれども、保険会社からの保険金の支払いはずは社協に入ると思うのですが、この50万円という保険金は全額委託料の形でNPO法人のほうに流れる形になるのか、それとも一定の金額が社協に残るのか。そして、残る場合に、その使い道がどうなのか。生命保険は法定相続の範囲外ではありますがけれども、一方で預託金が相続人等に返還されるかたちになっているのに対して、保険金の扱いの方はお話を伺った限りでは必ずしも明瞭に分らなかつたので、教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○宮本座長 栗田構成員、いかがでしょうか。

○栗田構成員 ありがとうございます。

御質問の点ですけれども、確かにこの仕組みを高齢者の方に隔々まで理解いただくというのは非常に難しい点もございます。ですので、基本的にこのやすらかパック事業のサービス主体は社協であって、社協がサービスの利用料を設定している。それはこの3000円からの金額であるということで、一定、保険料とは切り離れたような話し方をすることになります。

そして、実際に下りる50万円の保険金については、全額委託料にしております。50万円でNPO法人にお支払いする。ただ、NPO法人としては、死後事務に係る費用というのはまちまちでして、家財が非常に多いと、場合によっては50万円で足りないこともあるし、最終的に施設入所して家財が圧倒的に少なくなっている場合もございます。それは受託しているNPO法人で調整いただくということにして、うちとしては50万円を支払うという整理をしているところになります。そして、この保険金は第三者である社協が受け取って、全てそのようにして処理しているという流れです。

御回答になっておりますでしょうか。

○上山構成員 ありがとうございます。やはり、ある程度は利用者の方にも互助的性格を御理解いただく必要があるかなというふうには感じました。ありがとうございます。

○宮本座長 それでは、石田構成員、お願いします。

○石田構成員 ありがとうございます。

私のほうからは、岡崎市と福岡市とやどかりプラスの事例について、1つずつお尋ねしたいと思います。

まず、岡崎市ですけれども、実際に終活応援事業というのが始まっていて、今、展開されていて、その中に幾つかの企業も入って事業が進んでいるというお話を伺いました。その中で、例えば1回、緊急時のときの連絡が2万2000円である、あるいは居住ケア法人のファミリーケアサポートによる「あおぞらプラン」が33万円、「にじいろプラン」になると55万円、といった値段設定が表示されておりました。

今後ですけれども、こういった中で、例えば違う法人が、うちはもう少し安い値段でやれますとってくることなど、これから先にいろいろ出てくるのではないかと思うのですが、その場合、岡崎市ではどのような形で、こういった関わる事業者の選定とかを考えていらっしゃるのか、これからの事業の方向性について教えていただきたい。これが1点です。

それから、福岡市は、今、上山構成員からもちよっとお話が出たのですけれども、例えば「ずーっとあんしん安らか事業」で預託金が50万円という値段が設定されております。そして、入会金が1万5000円で年会費が1万円であるということでした。さらに、年齢によって毎月3000円から7500円ずつの費用がかかるといった設定も掲げられております。そうすると、全ての人がこれをすぐに利用したいとか、私も使おうということにはなっていないのではないかと、費用面等を考えると利用する人は制限されるのではないかと考えて

おります。

そうしたことからいって、先ほどちょっと御紹介いただいた、相談件数が1000件以上あっても、実際に契約していらっしゃる方が46にとどまっているというのは、お金とか、その辺の問題があるのではないかと思っっているのですが、ここの課題について、対象者を絞り込むか、例えば将来的にはもう少し拡大して考えていらっしゃるのか、ちょっとそこを教えていただきたいと思います。

最後に、やどかりプラスですが、発表していただいたとおり、身寄りがあるとかないかという言葉の経緯について。これは前から私もすごくこだわっておりまして、「身寄りがない人」という言葉は、誤解を招きやすく、また実態にそぐわないという理由からいっても、もう使わないほうがいいのではないかと思っっています。言われた側も、あなた、身寄りのない人ですから、などと言われたときに、どんな気持ちになるか。あまり気分がいいものでもないと思っいます。いずれにしても、この文言そのものを今後も使い続けていくことに、私は非常に疑問を持っっています。例えば、「孤立するリスクが高い人」といった表記を検討していただきたいと思っます。つまり、これから多くの人たちに関わってくる可能性の高い問題でもあるので、もう少し平たい、みんなが納得できる表記などを検討し、「身寄りがない」という言葉は変えたほうがいいと思っっています。

ただ、こういったやどかりプラスが始めていらっしゃる、新しい共同体をつくっていかうという取組の中で、こういうことに関して地域の住民の皆さんたちの受入れといっますか、新たな形に対してどういった反応があるか。そこにやどかりプラスさんが直面していらっしゃる課題とかがあるならば、教えていただきたいということで、以上3点です。よろしくお願ひいたします。

○宮本座長 それでは、齊藤参考人からお願いします。

○齊藤参考人 岡崎市の齊藤です。

岡崎市の終活応援事業を今後どうしていくかという御質問かと思っいます。終活応援事業は7月から始めておりますが、課題感の一つとして質と量の担保ということを考えておりまして、この終活応援事業を始めてから、当然、岡崎市のホームページにも出ていますし、いろいろなところで話を聞いたよと聞いて、いろいろな業者が私のところもやりたいという話が現在、様々な業種から来ております。実際、今、正直、受け付けておりません。

というのは、先ほど説明しましたが、今回、スタートするに当たり、サウンディングというスキームを使いましたが、選定をするに当たり、もともとこういうところに法令や制度がないというところがあるのですけれども、選定基準とか審査基準が明確に確立されていないなという思っがあります。例えば、先ほど日本ライフ協会の破綻事件の話があったと思っのですけれども、民間事業者の財務状況を見ましよう、財務諸表を出してくださいといっても、市役所では財務諸表が分かる人は正直いないんです。ですから、今回は協定を結ぶということで、協定だからお互い抑止力になるし、駄目だったらやめればいい。腹を括ればいいかなと。

ただ、こういう制度は担当課だけが腹を括ればいいのかという問題があります。ですから、質も量も今後増やしていきたいなと思いますが、現状、明確な基準がないというところで、綱渡りでやっているところです。例えば困窮法の改正が来年4月にありますけれども、住宅セーフティネット法も来年10月に改正されます。その中で、認定家賃債務保証業者制度というのが新たに規定されると思います。住宅金融支援機構が家賃債務の保険を9割まで負担しますよというのがある。住宅金融支援機構法も改正されると思うのですけれども、こういったものもありますし、例えば残置物であればモデル契約条項みたいなものがありますので、こういった制度的な何か担保されるものがあれば、もう少しそういう審査基準や選考基準に役立つものになるかなと考えております。

先ほども説明しましたが、まだ走りながらカスタマイズしている段階でございますので、いろいろな御意見を受けながら進んでいきたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

○宮本座長 ありがとうございます。

では、栗田構成員、お願いします。

○栗田構成員 栗田でございます。

確かに金額によって契約しないと御判断される方も一定数いらっしゃるのも事実です。預託金50万円以上の方式か、預託金なしで月額払いかという、この2パターンですが、いずれも高いと感じていらっしゃる方、払えない方もいらっしゃるというのは事実でございます。

ただ、私どもが今後、どう調整しようかと思っているところの一つが、親族がいらっしゃったら親族優先でやっていただくというのを原則としているのですが、身寄りがないと言っても、完全に法定相続人まで誰もいないという方はほとんどいなくて、甥、姪はいるけれども、関係性が浅いというようなニュアンスですので、そういった方々の契約をどこまで進めるべきかというところは、1つ観点かと思っております。今は、いらっしゃるなら、そちらでというスタンスを取っておりますが、今後、民間事業所が恐らくどんどん増えてくると思いますので、そういったところと役割分担をしながら、社協としてやるべきところを考えていきたいと思っております。

社協を選ばれる方がよくおっしゃるのは、社協は潰れないでしようという言い方をされます。これは自分が亡くなる時は相当先なわけですから、そのときまで本当にこの事業者があるだろうか。そう考えたとき、社協は役所のように見られるところがありますので、そういったところで社協が安心といった社会的な信用・信頼を基にした受け皿として機能していく必要はあるかと思っております。

以上です。

○宮本座長 それでは、最後に芝田参考人、お願いします。

○芝田参考人 御質問ありがとうございます。

まず、前段の身寄りという言葉についてですけれども、先ほど私は、身寄りという言葉

は、実は身を寄せるところ、親類・縁者の前にそういうものがあるのだと申し上げました。実は、これを考えると身寄り問題はめちゃくちゃ広いことになります。つまり、身寄り問題というのは、家族や親族がいない人のことじゃないわけです。家族・親族以外に頼れる人がいるかどうかという問題だとしてみてください。皆さん、いかがでしょう。自分が入院するときに家族・親族以外に「今度入院するんだ、来てくれ」と言える人がいらっやいますでしょうか。

そう考えると、身寄り問題を抱えている日本人は8割から9割行くのではないかと思っ
ていまして、そんな考え方がみんなに共有されたら、身寄りがあるとかないとか、恥ずか
しくなくなりますね。そんな形で、身寄りが無いということが恥ずかしいことじゃないと
いうふうになっていけばいいなと1つ思っております。

それから、後段のほうの地域住民との関係ですけれども、やどかりライフの取組は、や
どかり利用者の方々、やどかりが居住支援の対象とした方々の取組でして、まだ地域社会
まで巻き込むところまで行っていませんね。やどかりプラスの次の課題だと思ってい
ますのと同時に、今日、私が御紹介させていただいたような地域住民の方々同士の支え合
いという取組を、全国様々なところで様々な実験で行っていくべきじゃないかなと思っ
ています。実際に私たちの声かけに呼応してくださって、愛知県の知多地方とか長野県で住
民同士の支え合いの取組を始めているところがあります。

こんな全国各地で様々な住民同士の支え合いの実験が行われて、その支え合っている当
事者同士が全国で交流する。うちではこうやっている。こんなふうにしたら、うまくいっ
たよということを、その支え合っている当事者同士が交流するという時代に、これからは
していかなければいけないのではないかと思っております。

ちょっと質問の回答になっていない部分もありますが、以上になります。

○宮本座長 ありがとうございます。

大分時間も押しております。ただ、すみません、タイムキーパーたる私が質問してはい
けないのですけれども、後半の議論につなげるために1つだけ、沢村参考人とできれば齊
藤参考人にお伺いしたいのですけれども、身寄り問題を打開していくために、民と公とい
いますか、市場と国・行政の役割分担と相互関係というのは、どういうふうに考えればい
いだろうかということ、大変抽象的で大きな質問なので、何かヒントをいただければいい
ということなんですけれどもね。

事務局のほうから、今日の趣旨の説明として、民間の事業者が多くなっている中で、資
力のない人たち、そうしたサービスを利用する財政的な余裕のない人たちのためにという
御示唆があって、それはそれで非常に大事なポジション、考え方なのですけれども、市場
と国・行政の境界線といった場合に、そこだけではないのかな。もし資力があっても、沢
村参考人のほうから、傷とばんそうこうの関係はすごい複雑で、これは栗田構成員もおっ
しゃっていましたけれども、お金があっても、ちゃんとばんそうこうを見つけてこれると
は限らないというお話もございました。

そうなってくると、資力の多寡に加えて、例えばモデル事業で進められたコーディネーターみたいな、市場のサービスを束ね、アレンジしていくような役割というのが考えられるのかもしれない。これは低所得層に限らず、考えられるのかもしれないというのがありますし。

また、そのサービスの質保証というところで、これは齊藤参考人も非常に御苦労されていましたし、沢村参考人も1つ、議論の出発点だったという議論もありました。沢村参考人、最後のほうに、国・自治体に求めることというタイトルを出されているのですが、ここは恐らく非常に慎重に、取りあえずは住民の備えを促すこと。でも、その前の段階の議論に、かなりインプリシットに国・自治体はここをちゃんと条件づけをしなければいけないというようなニュアンスもあったかなと思っております。繰り返しになりますが、非常に漠とした問いかけにはなるのですが、何か議論を進めるヒントをいただければと思うのですが、沢村参考人、いかがでしょうか。

○沢村参考人 かなり難しい御質問なのですが、ここはみんなが自分で自分の生活を好きにやってきたとか習慣の部分なので、全部をこうであるというのはそもそも難しいというのはあると思っています。だから、何でも最後、自治体がやってくれるんでしようという期待は違うなというのがさっきの1次予防の話なのですが、

一方で、民間の事業者も、銀行さんとかも含めて、確かにいろいろ手を出していらっしゃるのですが、そこでも行き詰まってしまっているのが、認知機能がすごく低下してきた場合、このまま自分たちだけではとても持ち切れない、どうしようとなってしまっていて、公だけでできないのもそうですけれども、民の側もそれはすごく苦心されている状況ですので、平坦な言い方になりますけれども、齊藤参考人がおっしゃっているような、後は公で引き取るよという連携のところとかはすごく工夫が必要なのだろうな。倒産問題については、ちょっとまた別の議論になると思います。

もう一つは、情報連携の部分でいくと、民間だけが契約していて、そこで終わったときに、それで全て終わってしまうと、今度は公のほうも情報を持っていないような状況になるので、どこかが情報はきっちり一元化して把握して、その人が何を利用して、この生活を成り立たせていくのかということについては、継続的にフォローできないと意味がないなというのは思っているところです。

○宮本座長 ありがとうございます。

齊藤参考人、すみません、簡単をお願いします。

○齊藤参考人 簡単に。この終活応援事業をやって、私個人の体感なのですが、ちゃんとしたサービス、自身が希望する亡くなり方をするのに100万から150万かかるなと体感しております。この150万というお金をどうするか。今、公的サービス、制度化を検討されているのは尊厳の値段をどうするかという話です。150万円を公的に負担するのか。150万あれば入れ歯を運んでもらえるのか。そういう話ですね。ですから、宮本座長、非常に漠然とした質問で、私も漠然とした回答で申し訳ないのですが、尊厳の値段をどう定

めていくかという議論になるより、実は私、沢村参考人の本を偶然本屋さんで見つけてしましまして印税に協力したわけですが、その本の中に終末期の身寄りない問題につながりが大事だよということが最後のほうに書いてあります。私もそう思ひまして、コーディネーターは確かにつきますけれども、中核機関のコーディネーターというのは、権利擁護の地域連携ネットワークだけでなく、本当は地域福祉の中にもしっかり入ってコーディネートしていく。そういったレベルまで持っていけないと、こういう問題に対応できないなど漠然と思っております。

以上でございます。

○宮本座長 ありがとうございます。

私も時間が押すのに詰め寄ってしまいましたけれども、ここで10分間、休憩時間を取らせていただきます。15時5分まで休憩とさせていただきます、その後で皆さんから個別に御意見をいただきたい。また、今日の参考人の皆さんにもお話しいただく機会も設けていきたいと思ひます。

それでは、御休憩ください。

(休 憩)

○宮本座長 短い休憩時間で申し訳ございません。会議を再開したいと思ひます。この会議、バッファの時間も多少設けてありますけれども、そのバッファを使い切ってしまったところでもありますので、進行に御協力いただければと思ひます。

前段に引き続き、挙手制で皆様の御発言を募ってまいりますけれども、事前に永田構成員のほうから資料の提出をいただいております。永田構成員から口火を切っていただけますでしょうか。それぞれ3分から5分の時間内でということで、今度は事務局がベルを鳴らすそうでございますので、よろしくお願ひいたします。

○永田構成員 ありがとうございます。そうしましたら、意見書を出しておりますので、それに沿って意見を申し上げたいと思ひます。

まず、1点目ですけれども、公的な医療や介護サービスの利用に当たって、頼れる身寄りがないことでサービスを受けることができないといった排除はあってはならないことで、むしろ必要なのは、社会保障や社会福祉のアップデートであるということを確認しておきたいと思ひます。その上で、しかし、実際には現場で困っているという実感がありますので、そこで求められている機能をどのように充足していくのか、それを検討していくことが必要であろうと思ひます。

その諸機能の充足の仕方ですけれども、本日、御報告があったように、多機関協働による対応と、いわゆる高齢者終身サポート事業者が提供しているようなパッケージを公的支援に基づいて実施するという、大きく2つの方向性が考えられると思ひます。これらは今年度の2つのモデル事業に対応していますが、前者は包括的な相談窓口をつくり、多機関

が協働して解決していくという方向性です。これは岡崎市さんの報告にあったとおり、包括的な支援体制や重層事業における多機関協働と基本的には同じ枠組みだと思っておりますので、これらの事業との一体的な整備を視野に入れて展開を模索していくことが望ましいのではないかなと思っています。

加えて、身寄りのない人に対する支援の手立てが不足している現状では、多機関協働に求められている機能のうち、特に新たな社会資源の創出機能を強化していくことが重要です。例えば、金銭管理については、第3回で議論した持続可能な権利擁護支援モデル事業の2を事業化すること。また、生活支援についても、同じくモデル事業の意思決定サポーターを事業化することや、岡崎市さんのような、地域の事業者の皆さんの支援を多様に組み合わせることで、持続可能で幅広い対象に支援を提供できる可能性があるのではないかなと思っています。

一方、後者の支援パッケージの提供ですが、終身サポート事業者と類似の構造で、特定の事業者があらゆるニーズをカバーすることになるので、ニーズが増大していくと対象者の範囲を限定せざるを得なくなるということも懸念されます。身寄りのない高齢者のどこまでをこうした事業だけでカバーしていくことができるのか、またすべきなのかは検討課題ではないかなと思っています。なお、この点に関しては、座長が御質問されておりましたが、資産の多寡にかかわらず、適切な権利擁護支援が確保されるべきといった意見が成年後見制度の利用促進専門家会議では大勢であったということも御紹介しておきたいと思えます。

さらに、費用の問題についてですが、一定の公的な支援の拡充を大前提とした上で、民間財源を拡充するというのも考えていかなければいけないと思っています。これについては、先ほど質疑にもありましたが、権利擁護支援モデル事業3-1で試行した長野県社協さんの寄附や遺贈を活用した取組が有力な選択肢になるのではないかなと思っています。また、民間事業者の皆さんについても、遺贈等の受け皿として、一定の配分ルールなどに基づいて基金を創設するとか、民間によるそうした自主的な取組にも期待したいと思えます。

最後に、やどかりプラスさんの活動に大変感銘を受けました。身寄り問題の背景というのは、社会的孤立の問題があるというのを改めて我々、認識する必要があると思っています。これは芝田参考人がおっしゃった観点と全く一緒になりますが、当事者同士の互助会をつくっていく、福岡市さんのように関係性を構築していくことにアプローチしていく、市民による権利擁護人材が伴走することで、本人の意思決定支援を確保していく。こういった、沢村参考人がおっしゃったような1次予防の観点も含めて、地域共生社会という観点でできることが多くあるのではないかなと考えています。

本検討会議では、最悪の状況をいかに回避するかとか、手立てを検討するといったようなことは当然として、意思決定支援を確保しながら、頼れる親族がいなくても地域社会に参加し、自分らしい生を全うできるようにするためにはどうしたらいいか。いわゆる参加

支援的な発想で議論が進むことを期待しています。

ちょっと長くなりましたけれども、以上で私の意見とさせていただきます。

○宮本座長 ありがとうございます。大変きれいに4つのプレゼンテーションと、この検討会議のテーマ、重層や地域共生社会の枠組みとをつなげていただいたという印象でございます。ありがとうございます。

それでは、ほかの方々、いかがでしょうか。まず、会場のほうから御意見をいただいて。では、朝比奈構成員、お願いいたします。

○朝比奈構成員 がじゅまる+の朝比奈です。御報告いただいた皆さん、ありがとうございます。大変勉強させていただきました。

私も芝田参考人たちの研究事業に参加させていただきまして、この問題をめぐる闊達な議論の中で大変いろいろ勉強させていただいたところなのですが、芝田参考人のお話にもありましたが、こどもたち、若者たちのことにもちょっと触れていただいて、この身寄りのない高齢者等という「等」の中に、どんな課題や広がりがあるのかということや常に念頭に置いておく必要があるのではないかなど。身寄りのない高齢者に対する社会的な課題をどこまで汎用性の高い仕組み、柔軟性のある仕組みとして取り上げていけるのかということがすごく重要なかなと思っています。

その点で、先ほど沢村参考人の資料の17ページ、資力の問題も含めて広がりがあるのだという御指摘ですが、例えば年齢とか外国ルーツとか、いろいろなことに広げた形で課題整理が必要なのではないかなと思っています。

一方で、自分の中ですごいもやもやがあるのが、身寄りのないということや越えなければいけないハードルがどんどん高くなっていると思うのです。例えば、手続的なこともそうですし、契約行為にしても。そちらのハードルを下げることを考えないで、このハードルを所与のものとして越えていけというような、いわばマッチポンプみたいな話になっているのではないかなど。介護保険とか障害福祉でも、居宅介護支援や計画相談支援をつけなければサービス利用ができないというのは、まさにそうだと思いますけれども、手続とか契約の仕組みをもう少しこの社会の現状に合わせた形でハードルを下げていくという議論をしていく必要があるのではないかなと思っています。

齊藤参考人などにぜひ伺いたいのですが、例えば死後事務も含めてですけれども、基礎自治体のレベルでやらなければいけないことがたくさんあればあるほど、お金は高くなる。そこにコストが必要だということも変な話で、基礎自治体のレベルの運用の工夫とかネットワークの中で、そういうことの見直しができたりすることはないのかなということやぜひ1点伺いたいと思います。

あと、仕組みによって規定されるというよりも、仕組みを使いこなしていかなければいけないのかなど思っていて、芝田参考人に2点、ぜひ御意見伺いたいのが、言ってみれば、芝田参考人たちは、例えばホームレスとか精神科病院の長期入院から地域に戻ってきた人とか、一旦地域からの排除状態に置かれた人たちが同じ立場を共有する。そういうところ

を紐帯にして仲間づくりをされてきて、そこの互助活動が今、とても豊かに広がってきているというところですが、そこと既存の地域福祉の活動とか取組とかとの重なり合いですね。ホームレスの人たち中心につくってきた仕組みが、地域の中で孤立している人も受け入れられるような、そんな取組に発展していくといいなというのと。

もう一つが、芝田参考人が引き受けていらっしゃる後見活動と、この互助活動との重なり合い、もっと言えば市民後見人みたいなことをこの人たちが担っていくみたいな、そんな展開もあり得るのか、その辺りを教えていただければと思います。

○宮本座長 ありがとうございます。最後の芝田参考人への2つの御質問と、その前の身寄りをやたら求める社会の形そのもの、ハードルを変えていかないと。私もそのことが頭にあったのですが、マッチポンプみたいなものじゃないか、ビジネスチャンスをつくっていこうビジネスみたいな形になってしまうじゃないか。それはどなたへの。

○朝比奈構成員 齊藤参考人がお役所の立場で仕組みづくりに関わっていらっしゃるので、ぜひ齊藤参考人に伺えれば。

○宮本座長 分かりました。では、齊藤参考人からお願いします。

○齊藤参考人 先ほど朝比奈構成員からコストのという話がありまして、この終活応援事業自体は実はコストをかけたくないと思います。コストというと、お金と人的コストがあると思うのですけれども、実はお金については、今回モデル事業で今年6月、補正したと説明しましたがけれども、コーディネーターの委託料があるだけです。あとは人件費だけでやっています。その人件費、人的コストのところも、民間提案のサービスを紹介するだけ。要は、募集して、もう既にスタートしていますので、イニシアルは人的コストがちょっとかかりましたけれども、ランニングとしてはほとんどかかっていません。

先ほど、死後事務の登録制度をやると言いましたけれども、休憩中にちょっと質問もあったのですけれども、この5つの業者の中の死後事務だけの登録制度です。先進的にやっているところは全部登録制度とかありますが、行政職員というのは異動がありますので、決して否定しているわけではないのですけれども、そのときに情熱ある職員がおるときだけやれるのではいけないと思って、継続性を考えて、なるべく費用もコストもかけずにやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○宮本座長 続きまして、芝田参考人からお願いします。

○芝田参考人 まず、やどかりが行っている支え合い、支え合い取組の対象の方は、どうしてもやどかりの利用者の方が中心で、居住困難に陥ったことがある方々とか、そういう方々が中心ですね。そういった方々が中心であることのよさというのは1つあって、皆さん、同じような立場になった経験があることとか、現在の経済的状況がおおよそ共通であることとか、こういったことは非常にいい点として挙げられるかなと思います。先ほど石田構成員からの質問にもありましたけれども、そこからまだ抜け出せていないのがやどかりの現状ではあります。

ただし、今後、これからやりますということで、まだ実績としては報告できないのですが、今、やどかりの居住支援の対象となっている、やどかりサロンの方々同士の一部で、やどかりと互助を補完する形での死後事務契約というのを進めているのです。契約者は17名ぐらいです。この死後事務契約というのを、一般向けに実験的に来年やろうと思っています。最初から自分たちで支え合う死後事務ですという明確なコンセプトを打ち出して、一般の方々からどのぐらいの応募があるか。そして、そこで本当に助け合う死後事務が可能かどうかということを実験しようと思っています。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、こうした支え合い、助け合いの仕組みづくりというものを、やどかりとしても何本かやっていますので、ぜひ全国様々な場所で、様々な形で実験を仕掛けていただいて、例えば既存の自治会さんがされるもの、町内会さんが仕掛けるもの、全く違ってNPOが仕掛けるもの、社協さんが仕掛けるもの、いろいろなものがある、これらの相互比較が必要なのではないかなと思っています。

後段の成年後見のことについては、実は一言入ってしまっていて、最後から2枚目、3枚目、当事者主体の「身寄り」問題の解決～共同体を前提とした問題解決～というのを御覧いただけますでしょうか。これまで市民後見人というのは、言ってみれば支援者になる市民を養成していたわけです。後見人になる方。それが左側です。これからの市民後見人は、実際、既に市民サポーターというような呼び名に変わってきているように、私たちやどかりプラスの取組とつなぎ合わせるとしたら、新たな共同体の中の共同体のリーダー的な存在になっていく。こういった人こそが養成されるべきじゃないかなと思っています。

私自身が一成年後見人として、これに取り組もうというのはかなり困難だと思います。しかし、中核機関さんが全国にいろいろありますね。その中でこうした取組に注目していただき、私の話を聞いてくださるところが昨年度ぐらいから結構出てきてしまっていて、既に中核機関として、こういった考え方に取り組もうとされているところがあります。その中核機関さんに頼まれてお話しをさせていただいたときの題名が「後見と互助のハイブリッド」だったのです。これは分かりやすすくないですか。1つ、そういった取組が始まっているところまで、私から情報提供できるかと思います。

以上になります。

○宮本座長 ありがとうございます。

続きまして、中野構成員、原田構成員。

○中野構成員 私は、主に12ページの2番目の、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応する民間サービスもあるが、十分な資力がないこと等により民間事業者による支援を受けられない人がいるというところについて、まさに宮本座長が御指摘いただいたところなので、意見を述べたいと思います。資力がない人も支援が必要であるということは当然の前提なのですが、では、費用負担が可能な場合は、民間サービスがあればそれでいいのかということは、また少し考える必要があると思います。

本日の厚労省様の資料の16ページの総務省調査資料では、身元保証等高齢サポート事業

を直接規律・監督する法律がないことや、身寄りのない高齢者を支援するサービスとして、一般的な契約に比べ消費者保護の必要性が高いということを指摘されています。

18ページに挙げられています高齢者等終身サポートガイドラインが今年の6月に策定されましたが、そのガイドラインを遵守しているかをチェックする監督官庁は、現時点ではございません。この点については、成年後見制度利用促進専門家会議でも議論になっておりますし、先日開催された会議でも、専門家会議と本会議の議論や資料を相互に共有してほしいという意見が複数出ていたかと思えます。要望として、両会議は相互関連する内容もあり、それぞれの会議の議論を共有することで、よりよい問題解決に向けた道筋が見えてくるのではないかと考えますので、そのように対応いただけたらと思えます。

それから、身寄りなし問題に関連して、私自身が経験した事例を幾つか報告させていただきたいと思えます。

まず、任意後見を受任しているケースです。本人は目の手術をすることになり、病院に身元保証人の同意書をもってきてほしいと言われて、任意後見人は保証人になってもらえないことは分かっているのだけれども、ほかに頼む人がいないし、どうすればいいかと大変悩まれて相談に来られました。このケースは、病院に事情を説明して、任意後見受任者が本人と一緒に説明を受けて連絡先を伝えて、そして任意後見受任者として説明を受けたという形で署名いたしました。身元保証とか身元引受けという言葉が何を求めているのか曖昧なまま本人に求めることが、現場ではまだまだ多いと感じます。

身近な家族があれば、それに同意するのかもしれませんが、家族などがないケースが増加していると、現状に合わせた書式等の表現の変更や求めるものの明確化が必要なのではないかと思えます。

また、医療に関しては、身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人の支援に関するガイドラインなども策定されておりますので、これらを参考にしつつ、身元保証、身元引受けありきでない対応をさらに周知される必要があるのではないかと思えます。

次の事例です。これはガイドラインが策定された後の最近の事例なのですが、シングルで子供さんを育てて、老後の備えとして任意後見を契約した女性の話で、子供さんは海外で仕事をされています。任意後見契約が発効し、さらに自宅での生活が困難になって入所施設を検討し、ケアマネジャーさんより有料老人ホームを紹介されたのですが、そのホームより、入所に関しては身元保証人を立てることが条件となっていると言われました。任意後見人もいるし、海外にいる子供も保証人になってもよいと伝えたのですが、子供でも海外の人では駄目だと言われ、例えばということで特定の身元保証事業者を紹介されました。結構高額な費用でした。

施設に身元保証人に求めているものを確認したのですが、会社の方針として身元保証人を立てることになっているという言葉の繰り返すだけで、明確な説明ができませんでしたし、身元保証事業者に対しても、任意後見人や、遠方だが家族がいる、対応できる部分があり、費用が二重にかかってしまうのではないかと伝えたのですが、施設入

所の際の身元保証は、全てパッケージ的にこのような契約になっているということでした。このような対応は少なからず見聞きしており、そのことが身寄りのない高齢者等の不安や不要な負担を強いているというふうに感じます。

正当な理由なくサービスの提供を拒んではいけないという国からの事務連絡等が出されている中で、身元保証ありきの入所契約が必要なのかということもございますし、また民間事業者に対してチェック機能がないということに問題があるのではないのでしょうか。これは消費者問題であるという認識も必要で、今後、このような視点からの議論も求められるのではないかと思います。

最後ですけれども、身寄りがいない方で看取りが近い状態で、持ち家である自宅で最期を迎えたいという本人の要望で、在宅での体制を整え、自宅に戻られたのですが、この場合、本人死亡時、死亡届はどうなるのだという支援者からの質問を受けました。これは先ほど栗田構成員のほうからも同様の御指摘がございましたので、詳細は省略させていただきますけれども、墓理法とか行旅法は古い法律でありますし、住み慣れた地域で暮らしている身寄りのない人間が増加している現状に合わせた、自治体が悩まず対応できる公法上の規律が必要なのではないかと思います。また、何より住み慣れた自宅で最期を迎えたいという本人の思いをかなえたいのに、法律の未整備が不安感をもたらしてしまっているということは問題であるように思います。

最後に、民間事業者を活用するということは、事業者の情報開示や監督体制があり、利用する側がこれを比較検討し、自らの意思で選択できるということが必要だと思います。そのような考え方で取組を進めていく必要があると思いますし、身元保証人的な者がいればそれでよいということにはならないはずで、様々な人が支え合い、相互に関わり合う、より広がりを持った体制が整備されることが必要だと思います。

以上が日頃現場で高齢者等の相談を受け、支援を行っている人間として実感するところでございます。以上です。

○宮本座長 大変具体的でリアルな問題、ありがとうございました。

原田構成員、お願いします。

○原田構成員 先ほど芝田参考人が指摘いただいた、資料の後ろから2枚目のところ、当事者主体の身寄り問題の解決という、この発想の転換という指摘をしっかり受け止めたほうがいいだろうという思いです。というのは、今日、お話あったように、身寄りのない高齢者等の「等」の問題は、先ほど朝比奈構成員からありましたとおりですけれども、身寄りのないという概念や考え方そのものを変えていくときに、ここの芝田参考人のところで言う左の利用者の孤立状態をそのままにしておいて、何かサービスだけを提供しようとしても、そこはただ個別にコストがかかっていくだけ。むしろ、右側の発想の転換というのを御指摘いただいていますけれども、新たな共同体をつくることで支援の仕方がすごく変わってくる。

これは実は身寄りのない問題だけではなくて、介護保険であれ、障害者支援であれ、サ

一ビスだけで何とかするという話ではない。まさに地域共生社会が描く新たな共同体というのがそこにあるのだろうという意味で、非常に参考になる御意見をいただいたなと思いました。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

では、奥田構成員、続きまして、尼野構成員、お願いします。

○奥田構成員 すみません、私は意見ですけれども、そもそも求めているという問題があると思うのです。別にもういいや。そののところ、最終的には生きる意思とか動機づけに関わってくるというのが孤立の最大のリスクで、まだ相談したいとか何とかしたいとか、例えばこのまま死んだら、俺、どうなるんだろう。実は私、現場で、もうそのところを突き抜けた若者たちとか高齢者の人たちと日々会っているのです。どうでもいい命だという。そうなると、諸手続の問題の以前の問題が相当大きくて、民間事業者のサービスがありますよとか公的サービスがありますよというところは、段階的に言うとあと2～3段上みたいな。さっきの1次予防のところと言うと、そこに住民自らが気づいて動き出す手前のところをどう仕掛けるか。

これは制度とか民間事業者ということ、非常に抽象的な話で申し訳ないのですけれども、生活困窮者自立支援制度のときも同じ話をしたと思うのですけれども、結局、人がもう一度その気になるかという。例えば、私、牧師さんなので、ちょっと抹香臭い話になりますが、死の問題にしても、もう何百人と身寄りのない人のお葬式をしてきて、お骨も引き取っているのですけれども、死の人称の話じゃないのですけれども、社会が三人称の死で終わらせていって、三人称ということは、結局は彼とか彼女だけじゃなくて、それも三人称ですね。物化してしまうわけです。

私は、この問題というのは、三人称の死で終わらせてきた社会が二人称の死、あなたの死、知っている人の死という、その領域にもう一度。二人称の死は今まで家族がやったのです。愛するあなたが死んだ。それは悲しいという、そこを家族が全部やってきたけれども、一旦家族が脆弱化したり、いなくなったりすると、全てが三人称の死になる。三人称の死というのは孤立だというふうにならちょっと極端に、全部二人称にしたら身がもたないのですけれども、全部の人に悲しみを感じていたらこっちがもたないのだけれども、結局、家族なきところに家族機能を社会化していこうと思ったら、非常におセンチな話かもしれないけれども、三人称の死で終わらせていた死を二人称の死に戻していくという、これは1つの闘いだったのですよ。

そのところで言うと、葬式に何人来るかみたいな、さっきの芝田参考人の写真が非常に象徴的で。僕は、最終的には権利の問題とか死後事務の問題をどうするかという解決型の問題以前のところに、この社会そのものの在り方みたいな話をちゃんとしなければ、解決型の話だけで整合すると、結局、僕、要らない。そんなの、知らない。お金もない。どうでもいい。死んだら勝手に何とかしてくれという人が、今後、多分増える。それは、本人

はそれでいいかもしれないけれども、大家さんとか周りの人たちは大変になるわけです。

ですから、ちょっと理念的な話で本当に申し訳ないですけれども、手前のところ、死後事務委任というのは委任という意味がそこに働いているということが前提なので、この意思がないところをどうするのかという議論をちょっと立ち止まってしないと、何か言い当てていないのではないかという、ちょっと違和感がある。これが1つ。

もう一つは、とはいえ、じゃ、民間サービスなりをどんどん広げていくのかという話、具体的に解決型のほうの話ですけれども、従来ある制度の中に、今日議論されてきたような視点をどうウイングを広げるか。例えば、生活困窮者自立支援制度の中に、この身寄りのないという問題意識をどう広げていくか。あるいは、住宅セーフティネット法、確かに来年10月施行になりますけれども、居住サポート住宅という概念の中に、この身寄りという話をどこまで入れ込んでいくか。

その中に、お金どうするか問題で言うと、居住サポート住宅の議論の中にサブリースモデルというのがしばしば出てくる。そういう民間活用型の中にサービス提供を住宅、つまり支援つき住宅みたいなものの中に今回のものを入れ込んでいくという。既存制度をどう広げるか。生活困窮、住宅セーフティネットあるいは介護もそうだし、そういうものの中に従来のサービス提供の幅のウイングをちょっと広げて、その先を見るということができないのか。そうすると、ここは生困の審議会ではないですけれども、3条問題というのがまた出てきて、「現に経済的に困窮し」だけでいいのですか、頼れるところがない人というのはどうするのですかという話にまた戻っていくわけです。

私は、その2点、抽象的なことで申し訳ないですけれども、そんなことを考えました。
○宮本座長 ありがとうございます。先ほど芝田参考人のほうから、助けるのも大変覚悟が要するというふうにお話ありましたけれども、助けられるというか、そもそもSOSを上げるということ自体のハードルの高さ。終活などということに思いを致す余裕がある人がどれぐらいいるのだろうかという、非常に根本的な問題の提起も含まれていたというふうに思います。ありがとうございます。

では、尼野構成員、お願いします。

○尼野構成員 尼野です。

私も奥田構成員がおっしゃったように、御自分で何かを決めるというところのもっと手前というか、この事業を私が使えると思えない人たちの顔がたくさん浮かんで。ただ、日常生活を送っていく中で困り事が出てきたり、1人じゃできないということがいろいろ出てくるというのはあって、そのときにその意思決定をどう支えるかみたいなこともすごく気になりました。

芝田参考人の話でも、多分、つながりを日常の中にいろいろつくることがないと、いざというときの意思決定を誰も手伝えない。そこを御本人だけでやるということは難しく、でも、突然、そのとき出会った人と一緒にやれるかといったら難しいというのは私もすごい感じている。うちの地域でも、単身の高齢の男性でちょっと体が弱ってきている

から施設かなみたいな話が出ているのですけれども、すごく難しい。体のこととか見守りを考えると施設でというのは、周りからしたら安心なのですからけれども、その人、お酒を飲むのがとても好きで、地域の人と出会うと話すとというのが日常の生きがいになっているということを考えたら、施設に入るのが本当に幸せなのかみたいな話が出てきて、では、地域でどう支えるか。誰が何するみたいな話になっていくのです。

そういうときに、制度とかだけ見ていると、いや、施設でいいやみたいな話になってしまうのですけれども、もともとこの人、何が好きだったとか、地域にこの人を支えるためにどんな人がいるとか、何が使えるだろうみたいな話が日常的な関わりの中で出てこない、本人の意思を尊重するのは難しいというのを、最近、そういう出来事からも感じました。

地域のつながりを、何回もこの場に出ていると思うのですけれども、日常のつながりが大事だなというのはすごく思っていて、いろいろ話が広がると、そのニーズを支えるために誰が何をするのみたいな話になってきたときに、地域に求められている役割は多分大きいけれども、何をしたらいいのだろうみたいなものが私もなかなかイメージできないままなのです。私の働いている地域で、日常的に生活のサポートみたいなものを住民さん同士がやっているというのも結構あるのです。何でそれができているのかと考えたときに、地域の人たちが地域の人を支えるときに、でも、自分たちだけではどうしていいかわからないとか、これはどうしたらいいだろうみたいなときに誰に言うかというのが、割とみんな顔が分かる。

それは、地域で指定管理で隣保館の運営とか老人いこいの家の運営とかやっているの、その職員だったり。あと、地域のいろいろな人たちと顔がずっとつながっているキーマンの人とか、そういう人に言ったら何とかしてもらえみたいなものが多分住民さんの中にあるのです。だから、自分たちで関わったから全部やらないといけないみたいな感覚は多分なくて、どこまでやるかみたいなものをそれぞれ感じているというか、そういう中で日常的な関わりが出てくるというのがあるのだと思います。

なので、そういうふうに考えると、地域にどういうコーディネーターの人がという話になると思うのです。いろいろこの議論の中でも出てきているのですけれども、それを単純に誰かと誰かをつなぐということだけじゃなくて、地域の情報をどれだけ持っているかというので住民さんの信頼度も全然変わってくるので、そのどういう人たちが関われるかということは、既存で、私、隣保館で働いているのですけれども、例えば隣保館だったり、地域の高齢者の拠点とか、そういうところはずっと地域と関わっているの、使えるものとしても果たせる役割みたいなものもあるということを考えました。

すみません、ちょっと整理できていないのですけれども、以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。奥田構成員と同じく、いろいろな人の顔が脳裏を巡っているのだろうなということを想像しながら伺っておりました。同時に、意外にできているところもあるのだよというお話で、希望の灯をともしていただいたような気もいた

します。

会場のほう、よろしいでしょうか。オンラインのほうに移って、また戻ることも、もちろんできないわけではありません。

それでは、上山構成員のほうからお願いします。

○上山構成員 ありがとうございます。

私からは、民法と消費者法という社会福祉の視点とは少し異なる観点から2つ意見を申し上げます。

まず、高齢者等終身サポート事業についてですが、いわゆる終身サポート事業を総合的なパッケージの形で社協などの公益性の高い事業者が提供するという仕組みは、現場の切実なニーズに即したものとして積極的に評価できる反面、永田構成員も指摘されていたように、慎重に議論すべき要素も残っていると感じます。誤解を恐れずに端的に結論を申し上げますと、終身サポート事業に関わる全てのニーズを地域の1事業者が独占的に賄うような事態を招くことは、少なくとも避ける必要があると考えます。

まず、永田構成員の御指摘のとおり、単純に事業者が支援ニーズをカバーし切れないリスクがあります。終身サポート事業に対するニーズは、十分な資力を持ち、判断能力もまだ健全な状況にあるという、必ずしもこれまで権利擁護支援のニーズを持つとは考えられていなかった人たちも持っているということに留意する必要があると思います。

さらに、人生の終盤における必須の多様なニーズを1事業者が丸ごとカバーする状態というのは、利用者の立場を著しく弱いものにするリスクがあります。駄目だと思ってもヤミ金からお金を借りてしまう人が絶えないように、消費者の立場からすれば、ほかに選択肢があるということがとても大切です。終身サポート事業についても、事業者とサービスの内容を選べるのが重要なので、理想を言えば、終身サポート事業の個別の内容である身元保証の代替措置、日常生活支援、死後事務などについては、それぞれ別の複数の事業者が担えることが望ましいですし、少なくとも地域に複数の信頼できる事業者などが存在することが必要であると考えます。

地域づくりの視点から言っても、地域の官民の多数のアクターが終身サポート事業の内容に関わる支援を適切に分担し、連携・協力しながら地域の支援体制を構築していくことこそが望ましいのではないかと考えます。したがって、例えば行政や市町村社協が特定の1事業者に終身サポート事業の実施を丸投げするような委託の在り方は避けることが望ましいであろうと考えます。

終身サポート事業に対する監督などの適切な規制の難しさというのは、終身サポート事業をめぐる政策的な議論の発端が、2016年の公益財団法人日本ライフ協会による預託金の不正流用と、その破綻にあったことが端的に示していると思います。つまり、この問題の本質の一つが一般的な消費者保護の問題であること、内閣府が監督する公益財団法人ですら不正の誘惑にあらがえなかったという、終身サポート事業という仕組みが抱える構造的な課題があることにも思いを致す必要があるのではないのでしょうか。その意味で、この点

を永田構成員も指摘されていますが、当然、この会議の直接の課題を超える話にはなりませんが、現状の終身サポート事業者ガイドラインによるソフトロー的な規制を超えて、より具体的な規制、例えば関連業者の登録制度の創設などをベースに検討する必要があるだろうと考えます。

次に、権利擁護支援事業者に対する遺贈についてですけれども、この点については、名古屋高裁令和4年3月22日判決が、終身サポート事業者と利用者間で締結された死因贈与契約を、民法90条の公序良俗違反を理由にして無効としたということを重く受け止めておく必要があると思います。一般条項である民法90条の性格上、この判決によって、必ずしも終身サポート事業者と利用者間の全ての死因贈与契約が無効と評価されることになるわけではありませんが、先ほども述べましたように、終身サポート事業者と利用者の関係は構造的に利用者の脆弱性を増加させるものですので、遺贈の利益相反性の点は慎重に取り扱わなければならないと考えます。この点でも永田構成員が指摘されたように、地域における公的な基金の創設とその活用などという考え方が重視されるべきではないかと思えます。

最後に、終身サポート事業や遺贈に関する領域に関しては、総じて行政機関や社協が誤解を招くようなメッセージを社会に与えないように十分に留意することが必要だと思えます。特に悪質な事業者に足元をすくわれぬようにすること。簡単に言えば、国や社協もやっていることだからという言い逃れを悪質事業者に与えないような慎重な事業の進め方が求められるのではないかと考えます。

例えば、モデル事業の内容について、身元保証人の引受けではなく、身元保証を代替する支援という慎重な言い回しが用いられているわけですけれども、もともと法律的には、身元保証人がいないことを理由に入院や入所を断ることは違法なわけですから、この事業の実施に当たっては、国や社協が身元保証人の活用を積極的に後押ししているとの誤解を招かないように、くれぐれも留意することが必要であろうと感じます。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。市場のよいところをどう引き出し、問題点をいかにコントロールできるかという、古くて新しい問題ですけれども、これが本当にこの部隊において問われているということを御示唆いただいたかなと思います。

勝部構成員、お願いいたします。

○勝部構成員 今日は、いろいろと先駆的な事業のお話をありがとうございました。死ぬのがとてもつらくなってきたというのが実感です。とはいえ、身寄りのないということで、お子さんがいないとか、1人でこの後どうしようかという御相談も多くあることは事実ですので、そういう方々が備えていくというための様々なメニューが必要であるということ。これは先ほどの市場のところで活用していくというのは分かる面もあるのですが、もやもやするのです。

私たち、ごみ屋敷で出会った人が最期亡くなっていったり、アルコール依存の人を支え

たり、孤独死になってしまった、地域から孤立している人たちをずっと見守っていた人たちが亡くなったりというのを、地域でお別れ会をして送っています。その人を知っている人たちが、その人のことに心を寄せるといふ営みを続けてきました。改めてそういう社会にもう少し戻していくことを考えていきたいということ、今日の議論を聞きながら、さらに感じていたところでは。

一方で、私たちもシャドウワーク、例えば外国人の身寄り、保証人がなくて入院ができないとか手術ができないということで御相談を受けたり、入所の問題とかの御相談もたくさん受けますが、先ほど来繰り返されているように、社会がどんどん孤立、こういう状態の人が当たり前になっているということを一方向で言いつつも、それが無い人たちは排除するというふうな仕組みになっていること自体をどうやって考え直すのかということをしつかりと議論した上で進めていく必要があるということ、今日のお話を聞きながら、そこがまず解決されていかなければならないと思いました。

どうして保証人がなかったら入所できないのかとか、一回しつかり考えていく必要があるなということ強く思いましたし、人間は必ず死ぬことは決まっているのに、そこに対して社会保障で対応できないということで本当にいいのか。お金をかけて自分で死ぬことをデザインして死ぬことができる人たちだけが死を迎えられて、そうでない人たちは何の対応もないということで本当にいいのかというのは不安でなりません。

もう一つは、事業のチェック体制の問題もとても不安に思います。これは消費者問題だと思います。先ほど来、皆さんおっしゃっているのですけれども、例えば介護施設であっても、介護保険制度のものと、サ高住であったり、有料老人ホーム等も様々なものができていて、介護保険制度の中であれば介護相談員など、地域の人たちが連携して一緒に質の向上を図れますが、制度外の施設は、そこに対しては手が出せないというのが現実。丸ごと見てくれるということが前提にありながら、きれいな建物だし、中はとてもすばらしいのだろうと思いつつも、チェック体制がなく、何か不安感があるということが、既に介護の世界でもいろいろと出てきている。

ということを見ると、この身寄りあるいは終身サポートのところは、当事者が後で文句を言えるわけではないですし、それに関わって、一緒にその方々に対して不服申立てが言えるような人たちがいない人たちになるので、行政とのコラボレーションであったり、先ほどの岡崎の方々は覚悟を持ってやると言われたのですけれども、その制度について行政からどういうふうに関与していくのかということも、一定のルールをつくるとか、あるいはこの事業に対して地元の人たちが運営会議にしっかりと参加できるようにしていくというふうな、住民の参加の仕組みや当事者の参加の仕組みということも併せて考えていかないと、非常に不安なものにならざるを得ないのではないかと気がしなげに聞かせていただきました。

今日は大変勉強になりました。ありがとうございました。

○宮本座長 ありがとうございました。先ほど上山構成員が法律家としておっしゃったこ

とを、まさにCSWとしておっしゃっていただいたという印象であります。

一回了りしたようにもお見受けしますが、田中構成員、お願いします。

○田中構成員 すみません、もう私だけだと思うので、最後に感想になってしまうのですが、今日は本当に貴重な御発表、報告をいただいて、すごい勉強になったなと思いました。

私は、ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会にも出ているのですが、ここでもケアマネジャーのシャドウワークのところがすごく課題になっていて、その検討会の中でも、終身のこの身寄りのない問題も取り上げられています。ただ、ガイドラインが出たといっても、当然の内容が書いてあるだけなので、それをもってということも難しいし、どうしていったらいいのかなというところが議論されているところです。

その中で、地域課題として、この問題というのは自治体がきちんと向き合っていないといけないのではないかなということも意見としては出ているところで、私も自治体の職員として、この問題、どう向き合っていくのかなとすごく悩んでいるところだったので、今日は本当に参考になる意見がたくさんあって、よかったなと思います。

特に、栗田構成員のところ私、わざわざ福岡まで行って現場の話聞かせていただいたりもしましたし、今日は齊藤参考人の話もすごくためになりましたし、芝田参考人の話も、また広がりを持てた。沢村参考人の発言の中では、自治体としてはすごく胸を打たれるようなところがあったということ。

その中で、今、ちょっと考えてみたのが、生駒市には地域共生社会の全国サミットという機会を今回いただいて、その実行委員が42名ほどいるのですが、そこが孤独・孤立対策のプラットフォームにもなっていて、この人たちが市内で生活をする上で必要な人たち、金融機関から商工、介護、障害、いろいろな方たちが入っているので、ここをすごくうまく活用して、この身寄りのない問題をみんなで議論するというのは1つあるなと思ったのです。

そこで、先ほどおっしゃっていた運営会議みたいなものをつくって行って、実際に終身のこの身寄りのない問題。民間にお願いしたとしても、そこをちゃんと見守っていくような体制をそういうところにつくっていくというのが1つあるかなと思ったので、今日は本当に参考になる1日だったと思います。ありがとうございました。

○宮本座長 田中構成員、ありがとうございました。

田中構成員が最後じゃなくて、伊藤構成員を思い浮かべていたのですが、今、ちょうど手を挙げていただいたので、伊藤構成員、よろしくお願いします。

○伊藤構成員 ありがとうございます。残っていました伊藤です。

私、2つ、強い感想がありまして、芝田参考人の当事者主体の身寄りの問題の解決のところの図が、そう、これなんだよなと思ひまして、今日、ちょうどほかの職員とも、今後、2030年とか40年で職員が減っていくけれども、相談体制はどうやって維持していくのだからねと話したときに、同じイメージでホワイトボードを書いていたのですが、左側

の支援者と相談者の1対1の関係は、もうもたないねという話をしている。ただ、新たな共同体をどうやってつくっていくのだろうかというところではあるのですけれども、まさにそうだろうなとも思いました。

もう一個、子供側の視点で言ったときに、人が亡くなられるときに誰が見送ってくれるのだろうかというところを予防的な観点で見たときに、そもそも身寄りのない妊婦さんとかだって平気でいたりするわけです。つまり、人が生まれる段階で既に孤独が始まって、支援の難しさがあって、当然の結果としていろいろ難しい状況に巻き込まれていくというのがあつたりするわけなので、新たな共同体が立つときに、全部丸ごと引くくめて、亡くなる方もあるし、生まれるこどももというところで、多分これをごちゃ混ぜでやっていく必要があるのだろうかと思いました。

以上2点です。ありがとうございました。

○宮本座長 ありがとうございました。

16時まで、あと5分ぐらいなのですけれども、いつもなら議論が少し重複しているなど思うところがあるのですけれども、本当に全てのプレゼンテーション、御発言が非常に重要でありまして、止めようにも止められないという議論であったと思います。

最後、菊池座長代理のほうからまとめを兼ねて、おっしゃりたいことをおっしゃっていただければと思います。

○菊池座長代理 すみません、まとめは兼ねられないのですが、ちょっと述べさせていただきます。3点あります。

まず最初に、資料1の8ページの2つのモデル事業が今後の方向性を示しているのかなと思うのですが、左側の包括的な相談・調整窓口の整備について、身寄りのない高齢者等の支援のための窓口を新たに設けるのは、既存の相談窓口に屋上屋を重ねる感があり、そうした人的資源が各自治体・地域にあるとも思えません。従来介護・障害・こどもといった各領域の支援体制に生活困窮者の支援体制が加わり、権利擁護支援、住まい支援の体制整備が図られる必要もある。

課題は、こうした複数の支援体制の活用を通じて、地域固有のニーズや資源に照らして、身寄りのない高齢者等の相談支援をどのように図っていくかであると同時に、これら複数の支援体制相互の協働・連携をどう図っていくかであると思います。先日の成年後見制度利用促進専門家会議でも、その趣旨の御意見をいただいたところです。自治体で独自のプラットフォームをつくって組み合わせられるのが岡崎市であろうと思いました。

もう一つのモデル事業である総合的な支援パッケージを提供する仕組みとして、日常生活自立支援事業の拡充・発展が考えられるだろうと思います。その際、地域での支援の担い手として、必ずしも社会福祉協議会に限定する必要があるのかどうかというのは検討課題かと思えます。社会福祉法人も地域の担い手として期待されると同時に、第2種社会福祉事業の担い手が社会福祉法人に限定されていないこととの関連で、地域の支え手である非営利組織などにも開いていくことも検討の余地があるのではないかと同時に規制・監督

をかけていくということもあり得る検討課題かと思えます。

最後に、今日、お話いただいた4人の皆様には、これまでも様々、いろいろ教えていただいていた、改めて勉強させていただきましたが、ここでは芝田参考人のお話に関して、地域共生社会を考えるに当たって、前回、私も申し上げさせていただいたのですが、課題解決のための包括的な支援体制整備、そしてそのための地域づくりには限界があると思っています。そこで芝田参考人が互助という理念を前面に打ち出しておられる。この前、お話ししていて、全世代型社会保障構築会議の報告書に互助という文言が4か所出てくるんですよと聞いて、改めて見直したのですが、前回、私がお話しさせていただいた際、互助は出てくるけれども、地域共生社会の概念で共に創っていくという文言がなくなってしまったという話をさせていただいたのです。

まさにそこが互助に当たるものだと思うのですが、個人・当事者の主体性から互助というものを大事にしていく。象徴的だったのは、今日の芝田参考人の資料の中で、二分論ではなく、家族・地域・社会の役割分担のところで、家族や隣人に関わることが楽しい社会。私、この楽しいというところにすごく象徴されていると思って共感しまして、こういった発想の取組が進まない地域共生社会の取組はなかなかうまくいかないのではないかと。ただ、問題はそのため戦略というか、処方箋ですが、今日、最後のほうで芝田参考人に御提示いただきましたし、地域住民の巻き込みが課題だというお話もされていました。例えば、奥田構成員のところの希望のまちなんかも、その処方箋を提示していただいているのかなと思います。

また、芝田参考人がこれも話しされましたけれども、芝田参考人はホームレス支援、障害者支援から入られているけれども、入り口はいろいろで、いろいろな仕掛けがあってよいという。まさにそうだなと思います。そのために全国各地でそういう取組を広げていくことが大事なのだと。理念がしっかりしていれば、いろいろなところから入って行って、私、前回御紹介した、以前の地域共生社会検討会で、左から課題解決のための支援があって、右からまちづくりから始まる支援があって、真ん中に出会いと支え合いのプラットフォームという。まさにプラットフォームの一つの型を芝田参考人にお示しいただいたのであって、そこがもっと豊かなものになっていくと、さらに互助を軸にした取組が進んでいくのかなと感じた次第です。

以上です。

○宮本座長 菊池座長代理、ありがとうございました。

私のほうからも一言でまとめると言われておりますので、一言じゃなくて二言になってしまうのですが、1つは、今日、先ほど朝比奈構成員からもお話がありましたけれども、やたらめったら身元保証を求める社会になっている。ハードルがつくられてしまっている。企業の就職であれ、住宅への入居であれ、病院の入院・手術であれ、身元保証が求められる。でも、企業にとって、病院にとって、住宅にとって、本当に合理的なのか。それぞれがそれを求めているのかということ、必ずしもそうではなかったりする。既存のル

ールに致し方なく付き合っているというところもあったりする。

例えば、病院経営でも身元保証を要請する場面を極力削減して、非常に効率的な経営を実現している例。これは菊池座長代理の研究会で勉強させていただいたこともあります。この検討会の課題をちょっと超えてしまうかもしれませんが、その辺りにしっかり目を配って、ハードルそのものの設定というところでも目標を定めていく必要があるのかなと思います。

2番目の問題としては、どういうふうに表示していいかわからないのですが、私は個人的には、今日、石田構成員のほうから、身寄りという言葉、身寄りが無いという表現そのものをもうやめたほうがいいのではないかと。芝田参考人からもそれに同意があったわけですが、そこに基本的に賛同しつつ、これからこうした議論を広げていくに当たって、心を豊かにする関係とか、自分にとって大事なつながりというのをどういうゾーンでイメージしていくのかというのは、人それぞれ、世代によって、また非常に多様である。

例えば、経済的な問題で結婚もできない若い世代が、これから単身者本位の社会でいいのだ、単身者がつながるコミュニティでいいのだといったときに、何か先行した世代だけ家族をつくって、お父さん、お母さんだけ結婚して、自分たちは家族も持てないのかといったような置いてきぼり感ですね。そこでの違和感を募らせる場面も想像できるわけですね。

そうしたときに、私たちはこの種の言葉をこれからつむいでいく場合、そうした世代的な経験の落差等にも目を配りながら、極めて慎重に丁寧に議論していく必要があるのではないだろうか。そうしないと、何かとんでもないところでボタンの掛け違いだとか、誤解が増幅して行って、みんな同じようなところを考えているのに、何かエモーショナルな対立のようなものさえ現れてしまう。この辺りの議論を丁寧につむいでいかなければいけないということを改めて感じた次第でございます。

先ほど申し上げたとおり、今日は本当に密度の濃い議論をありがとうございました。私の差配で4分、最大バッファも超えてしまいましたけれども、御容赦いただければと思います。

それでは、事務局のほうから。

○武田室長補佐 構成員、参考人の皆様方、ありがとうございました。

次回につきましては、11月下旬の開催を予定しております。正式な開催通知につきましては、また別途御案内いたしますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○宮本座長 それでは、会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。